

午前10時04分

1 付託審査事件

○委員長(工藤 恵美) おはようございます。

開会前でございますが、板倉委員が所用のために欠席いたしますのでお知らせいたします。

午前10時04分開議

○委員長(工藤 恵美) では、ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

議題の確認でございます。2の調査事件のうち(2)から(6)の議題は、行財政改革プラン掲載項目のうち、見直しの検討に係る考え方などをもう少し調査すべき項目として皆さんから御提案をいただきましたが、業務委託に係る人件費の関係については取り下げを御提案された委員に確認させていただきましたので、お知らせいたします。

それでは配付のとおり進めていきたいと思えます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(工藤 恵美) 異議がありませんので、そのように進めさせていただきます。

それでは1の付託事件審査でございます。提出者の説明につきましては省略をしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(工藤 恵美) はい、ありがとうございます。異議がありませんのでそのように決定いたしました。

それでは議案第1号平成24年度函館市一般会計補正予算中当委員会の付託部分、以下議案4件を一括議題といたします。御質疑ございませんか。はい、阿部委員。

○阿部 善一委員 それでは総務費の一般管理費で、大間原発訴訟準備経費ということで2,311万3,000円というのが計上されてますけれども。これは本会議でもその内訳については答弁されてますのでいいんですけども、訴訟内容が実はまだ明確になってないと思ってるんですけども。その訴状のね、訴状の、まだ訴状を準備した・・・、何を訴状内容にするのか、そこが実は明確でないですよ。行政裁判だとかあるいは民事裁判だとか、地方自治体に原告資格があるとかないとかってのはあるんですけども。その辺のところをもう少し詳しく説明していただきたいなと思えます。

○総務部長(上戸 慶一) 大間原発の訴訟準備経費にかかわっての質問でございますが、訴訟経費についてはこれまで政府、それから電源開発株式会社等に要請、要望させていただいたんですが、明確な返事がいただけなかったというか、なかなか国としてもいいますか、法の制度がないために大間原発の建設をとめることはできないですとか、電源開発株式会社にあつてはやはり許可を受けたものであつて、原子力政策の一環として建設させていただくといったようなことで、いずれにしても建設が続いているという状況でございます。そうした中で市長とすれば、何とかこの大間原発の建設を中止させたいという思いがございます。で、これまでも申し上げておおり、今政権がどうなるかというような部分がありますので年明けになろうかと思えますが、改めて政府に要請、要望を申し上げていきたいと思つて

ございます。基本的には国の責任で大間原発の建設というものを中止あるいは凍結なりというような扱いをしていただくことが望ましいものと考えてございます。そうした動きの中で一定程度の判断というか、建設がとまらないという状況の中での判断になろうかと思いますが、その時点では訴訟もということで今回予算を計上させていただいたところでございます。

その考え方ですが、一つは確かに阿部委員おっしゃるように行政訴訟と民事訴訟と両方あり得るだろうと。ただ、いずれにしても原発建設の差し止めといいますか、そういった趣旨の訴訟になろうかとは思ってございます。ただ、その具体的な内容ですとか、根拠ですとか、そういったものについては、この予算が議決いただいた後に、弁護士等々とも相談しながら決めていくということになろうかとは思ってございます。

○阿部 善一委員 いや、決めた後というのはでも、その辺がよくわからないんだよな。何を訴える、どこを何で訴えるか、つまり違法性があるかないかの問題ですよ、訴えるということは。そういうことでしょ。そうするとその根拠、今、民間、市民団体も、きょうも新聞に出てましたけども、そこはもう先行して差し止めの裁判をしてるわけですよ。当然、そこはもう原発の、大間のそれ自体の立地の状況。立地というのは活断層あるとかないとか。あるいはフルMOXを使うとかどうだとかってそういう技術的なことの中で訴えてるわけですよ、民間の。だけど、もう行政が訴えるとなると今までのずっと市長の答弁だと一緒にはやらないということですから、そうすると一緒にやらない理由はどこにどうい問題があって、だから独自で訴えるんだと。で、今の部長の話だとよくわからない。差し止めはわかる。私も大間原発は絶対に反対だから、そういう観点から今、物申してるんだけど。何がどうということがわからないんですよ。打ち合わせはしてると思うんですよ。

で、大間の二つの問題があると思うんだよ。大間そのことにつくることが市長は反対なのか、大間につくることが反対で訴えるのか、それは認めるけれども動かした後にいろいろ問題、あるいは事故があるから訴えるのか、どちらですか。

○総務部長（上戸 慶一） 市長が大間原発の建設に反対してるということは、でございます。

一つは、これまで申し上げてますが、国が原発ゼロを、30年代ゼロということを目指してるということを表示し、閣議決定でペーパーではございませんでしたが、そういった決定をされてるという中で大間原発が今、既存の原発ではなくて少なくとも新設に当たるだろうというのが、私どもの判断。国は許可してますから、既設とは言ってますが、許可したのでそれについてはとめることはできないというような表現をされてますが、少なくとも私どもとすれば既存の原発とは違って新設の原発になろうかと。そうすれば、30年代ゼロを目指すということに対して矛盾するだろうということがまず大きな趣旨です。

それから、もう一つは今のこの震災、昨年の震災に伴う原発事故、福島原発事故を見ると相当程度広い範囲に影響が及ぼされているわけですから、それから見ると原子力規制委員会でもUPZを今30キロにしようということで進んでますが。そうしたことからすると、当然函館市も相当程度の影響を受けよう、事故があればですよ。万が一の事故があればということからすると、今までの許可の中で環境アセスから始まるんですけども、一切函館市に対する説明ですとか、そういったものがないと。そういった中で進められるということはおかしいのではないかと。いずれにしてもそういったことから先ほど言いましたように国の判断として、大間原発についての建設をとめるということが本来望ましい

ことだというふうには思っていますが、それがなされないということになりますので、民事訴訟ということになると電源開発株式会社を相手ということにはなろうかとは思いますが。いずれにしても、そういったこと、これまでの経過ですね、国ですとか、電源開発の対応ですとか。それから、やはりその危険性を受けるといいますか、UPZの話になりますけども、UPZそのものということではなくて、これまでの福島の事故の状況を見れば、影響を受ける函館市の状況というものを勘案すれば、それをとめてもいいだろうと。

あくまでもそれは——ただ、問題になるのはやはりこれまで自治体が原発訴訟をしたことがないわけで、自治体が原告適格を有するかという部分は問題になろうかと。そういった意味で弁護士さんとの相談をさせていただいてると。で、個人であれば人格権というようなもので、それをよりどころにということになるんですが、それも今、これまでの例がないわけですから、そういった中で今、弁護士さんとの相談はさせていただいてると。で、そういった中で具体の訴状ということになれば明確に法的根拠ですとか、それから例えば民法上ですとか、そういった部分があり得ると思うんです、今後の訴訟の仕方としては。いずれにしても、そういったことを今後改めて協議、検討させていただこうと思ってございました。

○阿部 善一委員 よくわかんないです。その手続き論ね、手続き論に瑕疵があると電源開発側の。そこが一つ、訴えの対象になるという話し方ですけども。

でも、電源開発の肩を持つわけではないけども電源開発はいまだ旧法、新しい原子力規制委員会は技術基準をまださせてない、古い技術基準の中でやられているわけですから、私は個人的には電源開発にその辺は瑕疵はないと思ってるんですよ。それから、また同意も当時は要らなかったということですよ。ですから、それは電源開発については私は肩を持つわけではないけども、瑕疵はないんじゃないのかなと思わざるを得ないですよ、手続き論から言えば。で、あと事故が起きた場合にどうのこうのと言うけども。

だから、言ってるように市長は大間原発そのものには反対はしてないんだね。その手順、手続きさえしっかりしていれば、それはやむを得ないということが根底にあるんでないだろうか。違うんですか。どうも話を聞いてぴんとこないんだよ。その運転事故で被害が大きいと、同意も得てないということ在中には言ってるんだよね。

○総務部長（上戸 慶一） 市長は原発そのものに反対はしていません。

○阿部 善一委員 大間原発か。

○総務部長（上戸 慶一） いや、原発そのものには反対はしてないんですが、先ほども言いましたように大間原発については既存の原発ではなく新設の原発だという判断をさせていただきます。そうするんであれば国の考え方、これまでの決定との矛盾があること。それから、これまでの福島の事故を見れば函館市も大きな影響を受ける中で、受けることが予想される中で、事故があればですが、そういった中で説明もないと。

で、そうしたことを踏まえたときに、最終的に訴訟となったときにまずは問題になるのは原告適格だということになるだろうと。で、その原告適格の例がないものですから、そこについてはまず弁護士さんとの相談をさせていただかなければいけないだろうと。それからその根拠になりますが、例えば

人格権、これは基本的に個人に付与された権利ですから、それを自治体——首長といいますか、自治体というか、それに適用し得るかどうかというところからまず始まろうと。それから法令の根拠ですが、それが認められるとすれば、憲法的人格権ということもあるでしょうし、それから一方では財産権の問題、それから例えば、これは本当に例えばですが、例えば一般の民地の例えば隣に高い高層のマンションが建てられると、それは景観の問題とかいろんな問題で訴訟になったりしますよね。そういった民法上の問題ですとか、よりどころという意味でね。いろんなことが想定されるだろうということだと思っているんですよ。そうした中で今、具体的にじゃあこうこうこういうわけでということには、今の相談の中ではなっていないので、今後そういったことは詰めさせていただかなければいけないだろうと思っているということでございます。

○阿部 善一委員 後で言おうと思ったけど、憲法の話が出たので言いますけれども。部長、当然訴訟する段階で弁護士ともいろいろ打ち合わせなんかはしてんでしょうけども、日米原子力協定っていうのがありますよね。日米原子力協定で六ヶ所村だとか大間だっていうのは、これ日米で合意されてますよね、確認事項として、協定の中で。条約とか協定というのは憲法を上回る、そういう国と国同士の約束事です。その中できちんと大間なり六ヶ所村っていうのは、その協定の中に明記されてますよね、それ。

○総務部長（上戸 慶一） 日米の原子力協定、詳細については把握してございませんが、もともと日本が原子力発電を始めようとしたときに原料になるウラン、そういったものの米国から日本への供給ですとか、それからやはりどうしても原子力発電に伴って、当然ウランを燃やせばプルトニウムが生産されてしまうわけですから、そのプルトニウムが核爆弾の原料になるということになるので、そういった意味での協定が結ばれてると。で、確かに先ほど言いましたように詳細は把握してございませんが、下北にある大間原発だけでなくむつの再処理場ですとか、そういった施設が確かに協定上の位置づけをされているということは存じ上げております。ただ、いずれにしても協定があるからつくらなければならないということではないんだと思っておりますし、それは基本的にはウラン、プルトニウムの扱いの問題だと思っておりますから。

ですから、国としてそういった意味で政策として大間の扱いを、国が原子力をゼロにするということを決めてるわけですから、今の政権が。そうした中でゼロにするということは当然そういった燃料、それから使用済み燃料も含めてですが、こういった扱いを決めてかなきゃいけないということになるわけで。そういった中で大間は、何回も言いますが、新設なわけだから今そこにそういう建設を続行する必要はないのではないのかということをおっしゃるということでございます。

○阿部 善一委員 反論をしていきたいと思っておりますけども。2010年の10月4日、日本記者クラブで、遠藤 哲也さん、これ一橋大学の客員教授ですけど、前に I A E A の事務局長をされた方が日本記者クラブで講演をして、その中で今言った日米の原子力協定にも触れてるんですよ。そして今、部長が言うように日本はイギリスとフランスに今、プルトニウムを相当預かってると。合わせて49トンくらいあるらしいんですけども、それを何とかしてくれと。イギリスとフランス合わせて11から12トン預かってると。そして国内は16トンあると。で、毎年今、六ヶ所村がフル稼働した場合には4トンから5トンくらい出るということで。何とかやるということで、民主党政権も30年代にはゼロにするということでアメリカに持っていったらアメリカからけられてきたと、原子力協定はどうなってんだということで。非常に、

だから言ったように協定ですから、条約は国内法を上回るというのはこれはもう世界の常識の話ですから、ね。そうすると、大間というのはきのう、きょうの問題じゃなくて、もうずっとそういう日米のいわゆる日本が原子爆弾をつくるんじゃないかというそういう危険性からアメリカの縛りの中で協定の中身になってますけども。そうすると大間、そのことについて私は非常にこれは困難な裁判だなど。国内法を上回る協定がある中に立ち向かっていかねばならないと。で、ましてや部長、インターネットを見ればわかりますけど、31ページにわたって文科省で出して発表してはありますが、そこにはっきり再処理、処分、処理は六ヶ所村あるいは大間と記載されてる。これ日米の決まり事項になってるんですよ。ですから、ゼロにするとおっしゃってなかなかそう簡単にはいかないというのは常識の話だと思ってるんですよ。

そうすると、裁判するのは私は否定はしませんけれども、さっき言ったようにじゃあ何をね、何を訴訟にする。どこの違法性があるからしていくんだと。人格権だとかいったように自然権だとか生存権とかというのはさっき言ったように国内法を上回る協定がある中で、それは無意味だということていくのか、あるいは市民団体が今進めようとしている裁判手段の中で安全性の問題、本体の炉の安全性の問題、それから地形上の立地上の問題、もちろん地質学的含めて、そういうことで訴えるのか、私ははっきりすべきだと。政権がかわってから、政権がかわってからと言うんだけど、私は政権がかわろうがかわるまいが、別に大した関係ない話だなど思ってるんですよ。そのくぐりがよくわからない。今、二つ三つちょっと問題提起しましたけれども。もう少し具体的に見解を示していただきたいなと思う。

○**総務部長（上戸 慶一）** 改めて申し上げますけれども、今回の大間の原発なんですが、やはり国が何らかの形で大間の建設をとめるということが最も望ましいことだと思っておりますし、そうすべきだとも思っております。で、そういった活動をこれからはさせたいということが、まず一つでございます。そうした中でどうしても建設がとまらないといえますか、続行されるというか、そういったときにやはり市長としては市民の安全を守るという義務がございますので、何らかの方法に訴えていかなければならないという中で訴訟を想定してということになるかと思っております。

で、訴訟については阿部議員が言われるようにさまざまな方法がいろいろあるんですが、確かに今、原子力規制委員会の中でも大間原発の断層の調査をするとかというような話も出てきてございます。ですから、先ほど申し上げましたように国との矛盾ですとか電源開発でのやり方の問題ですとかさまざまあるわけですが、当然訴訟になれば大間原発の安全性といったものも加味しながら訴訟ということになっていくだろうと。ただ、いずれにしてもそれがどう言いますか、この法律にこう違反してるからということだけではなくて、これは弁護士さんとこれからも相談——今も相談してありますが、今後相談していかなくちゃいけないんですが、それはさまざまな方法をとりながら、やはり勝訴できるかといえますか、大間原発をとめるようにできるというか、さまざまな手法、さまざまな焦点、さまざまな論点で訴訟を戦っていく必要があるんだろうとは思っております。

○**阿部 善一委員** どうもだから、概論だけの話であって、どうも効率的な話にはなっていないんですけど。これ岩波から出てる、ずっと原発訴訟にかかわった方がいろいろここで報告なりしてるんですけど。原発に関する、立地に関する差しとめだとかいろんな工事差しとめだとか運転差しとめだとかっていうの、いろいろ判例が出てますけども。福島原発の事故が起きる前であれば、非常に住民側の主張を取り

入れた判決を出した裁判長は更迭をされるくらいの、国はそういう権力的な裁判を指導してきたわけですから。確かに私も福島原発が起きて世論も大分変わってきてるなど、今までのように裁判もいかないだろうなという、そういう期待は持ってます。しかし、この最高裁が原発訴訟で議論するのは二つしかないと言ってるんですね。そのことを科学的に論拠を——もちろん弁護団を組んでそれを突破しようとする努力はしていくんでしょうけれども。そうすると非常にいろいろな問題があるけれども、私は今、部長が言ったように、この活断層の——この前、鶴賀の問題も出ましたけれども、これを最大にやはり取り組んでいく必要があるような気がします。技術論争をしたってそれはなかなか世界で例のないような原発、原子力構造に多分なっていくんだらうと。まして、ナトリウム冷却水を使うということがありますから。で、ナトリウムがもんじゅで漏れたのは、温度計をつけるところの温度計を差し込むところがテープをしっかりと削ってなかったと。それが本当微々たることで事故が起きてるわけだ、金属疲労が起きて。だからそういうのは大した、原発をとめるものにはならないという最高裁の見解も出てるんだよね。

だから、そういう意味で私は立地——それで今、この前、東洋大学の渡辺先生も来ましたが、あれですよ、東大なんかいろいろと活断層が大間にはたくさんあるということで特に大陸棚の外縁断層、これはもう極めて移動性のあるものだというようなそういう主張もされてるんで、私はそういう意味では原発をとめるための手段としての裁判は全然否定はしないだけでも。その後、国の原子力政策とか日米原子力協定に係っていくような裁判では、これは初めからかなり厳しいという状況を覚悟しなければならぬ。税金を使うんですから、より効果的な裁判をしなきゃならない、勝訴するためには。そのためにはこういう東大の出版してるように、極めてたくさんの活断層があるということのそういう運動を積極的に取り組む、そういうことをすべきじゃないのかなというふうに思ってるんですよ。その点はどう思いますか。

○**総務部長（上戸 慶一）** 現在、敦賀原発が直下に断層があるということで、まだ結果は見えてませんが、原子力規制委員会としてはこれ以上審査はできないというようなことになってございます。確かに大間原発についても渡辺満久教授が周辺に活断層があるということを主張しておられます。そうした中で先ほども言いましたが、原子力規制委員会のほうでは大間原発についても断層の調査をしていくということが表明されてございます。そうした中でまずはやはり国、あるいは原子力規制委員会での判断というのも非常に重要になるかと思っておりますので、そうした意味では年明けになりますけれども、政府に対する要望等の中でもそうした部分、原子力規制委員会に対する対応についても考えていかなきゃならないと思っておりますし、基本的には何回も申し上げて申しわけないんですが、国がとめていただければ一番いいわけで、その国が判断する上での原子力規制委員会での判断というのもあるかと思っておりますので、そうしたことがなされるのが望ましいかなと思っております。

最悪の事態として訴訟になった場合であっても、先ほどもちょっと申し上げましたが、さまざまな手法で裁判を戦っていかねばならないと思っておりますので、そうした当然断層の問題もあるわけで、そうしたことも含めながら弁護士とも相談しながら対応させていただきたいと思っております。

○**阿部 善一委員** ここで、たくさんの下北半島の周りには活断層があつて、そしていろんな本なんかでも紹介されてるようなんです。例えば「新編日本の活断層」、活断層研究会、1990年、東京大学出版で

す。それから米倉東大教授、いろんな方が下北半島にある活断層の危険性について危険視をしてるわけですよ。ですから冒頭言ったように、何を訴訟の内容にしていくんだと。で、もちろん憲法ということであれば、さっき言ったようにくどいようですけれども、日米原子力協定があってそれは国内法を上回るんだと、これは世界の常識ですから、その中で大間というのはしっかりと、六ヶ所村というのは明記されてるわけですよ。それに基づいて電源開発が国策でもってあいう会社をつくらせて、そして今工事を進められていると、こういう状況の中で本当に厳しい厳しい闘争になってくるわけですし、地裁、高裁、最高裁とあって、どっちが勝っても負けても最高裁まで行く話ですから、そうすると今2,300万円ですから、2,300万円では到底済む話ではない。3倍、4倍くらいかかるといふふうに見込まなければならぬ。で、市民の血税を使うのであれば、感情論ではなくてきちんとした論理立てをしながら、客観性を斟酌しながら私は裁判をしていかねばならないと、そういう説明責任はあると思うんですよ。で、そのことが、ただ今、大間反対だ、反対だということで、市民は日米原子力協定の中で六ヶ所村やあるいは大間がどういう位置づけをされてるのかってのはわからない人がほとんどだと、失礼だと思えますけれどもそうだと思うんですよ。そのことは市長も一度も議会でいろんな質問があったけれども答弁もしてない。私、極めてそれでは不親切だと思ってるんですよ。感情論だけを集約をして、それを裁判でというのはどうなのかなと。やっぱりもう少し客観的に冷静的にどこを突けばいいのか、裁判で勝てる可能性があるということのきちんとした戦略、戦術を持って戦わなければ、税金を使うわけですし、さっき言ったように2,300万円で絶対に終わるわけではないんですから。その都度その都度いろいろあるわけで、1億円以上は私個人ではかかると思ってますよ、最低は。そういう長い裁判にもなるし。で、ましてその市民運動が、安全性——原子炉自体の炉の安全性、あるいは今原発を立地する条件、地質学上の問題、あるいは断層的含めてそういうところを当然論拠にして裁判を組んでいくと。そうすると必ずダブると思うんですよ、行政と。そうすると函館地裁でやる、東京地裁でやる。

私はできるものであれば市民団体を函館市が応援するべきだと思う。で、一緒に、そして一つにして。裁判がやっぱり分裂するのがどうなのかなと思ってるんですよ、何力所かに分けて。そういう選択肢もあるんじゃないのかな。あえて市民団体と一緒にやらないという、そこはちょっとどうもね、仮に原告適格、姿勢に欠けるということであれば、市民団体に対して資金を援助するとか、補助するとか、そういう方法だってあるんでないだろうかとと思うんですけど。

○総務部長（上戸 慶一） 市長の今のスタンスなんですが、先ほどもちょっと申し上げましたが、原発そのものには反対でないということでございます。で、現在民間で起こされてる訴訟については、原発そのものに対する反対ということで訴訟としては大間に対する訴訟ですが、趣旨が原発そのものが安全ではないんだというような論点になってます。そうした意味でやはり市長とすれば、その民間の訴訟と一緒にということにはならないだろうなとは思っているということでございます。あくまでも新設である大間についての建設差しとめといったようなことで、訴訟となればですが、対応させていただきたいと思っておりますし、訴訟の中では阿部議員おっしゃるような活断層の問題ですとか、そのほかにはフルMOXの問題とかさまざまあるわけでございます。そういった論点も含めながら、弁護団と相談しながら対応させていただくことになろうかとは思ってございました。

○阿部 善一委員 日米原子力協定の中で、アメリカは日本にとにかくプルトニウム持ってもらうては困

るんだと。原子力爆弾の原料になるわけですから。ですから、早くそれを処理してほしいんだというのがその根底にあって、それを仮に今、大間をとめることになるのと新たなところにまたそういう処理施設を、大間みたいな原発、フルMOXを使う原発をどこかつくらなきゃならないと。そうすると今度国内ではとんでもないと、大変な状況になると。多分それで民主党が閣議決定できなかったんだろうと思っ
てますよ。だからそれだけ非常にこの大間のっていう問題はアメリカとも関係があるし、あるいは韓国ともいろいろ——韓国も今、いろいろ問題が起きてるからその関係もあるし、非常に構造的に複雑な中での大間原発だということをやはりきちんと再認識すべきだろうと。そこ言ったようにじゃあどこが突破口開けるんだということであれば私は立地条件しかないと思ってます。炉の本体は技術論争ですよ。技術論争はまだできてないものを、技術論争なかなかこれは非常に難しい話だと。で、果たしてそこま
で協力できる学者がいるのかどうか。反原発のシンボルになっている高木 仁三郎さんて、8年前に——2002年か、亡くなったんですけども、カリスマ的な存在の方がいましたけれども。で、彼がいろいろ本で書いてるのは、日本は物理学者はいるけど原子力に対する化学者は少ないんだ。で、全然物の考え方が違うんだと。原発を研究している物理学者と化学の科学者と全然物の考え方が違うんだと。そういう非常に日本はそういう意味ではまだまだ未熟な国だと彼は本で書いてますけども。

いずれにしても、今2,300万円はとりあえずですよ。で、今度訴状がどういう形でできるのかわかりませんが、そうすると、次の段階で何回か裁判をやっていくと。で、その中に当然交通費も何回か組んでるわけですよ。で、いろんな今度、大学教授だ、いろんな方を招聘しなければならない、原告側のほうで。被告側もやるかもしれません。あるいは海外からも研究されている学者にも来てもらって、いろいろ証人尋問みたいなことを——技術論争になることは間違いないですから。そうすると海外の学者も裁判に出廷してもらって、弁護側の意見を陳述してもらおうということだって相当あり得る話だ。そうするとまたそこでいろんな費用も出てくるわけですよ。そうするととりあえず2,300万円だけれども、この先もっと追加を必ずしなきゃならない。そういう状況のときにはまたいろいろ説明を、もちろん議会にも説明をしていくんでしょうけども、その弁護団との打ち合わせの中ではどの辺までそれは議論してるんですか、概略的なものも含めて。

○**総務部長（上戸 慶一）** 具体の訴訟の内容といいますか、それはまだ今、決まってございませんので、大変概略的になるのかもしれませんが、先ほど言いましたようなことで検討を今させていただきますということでございます。ただ、いずれにしても例えば訴訟のための旅費ですとか、協議、会合のための旅費ですとか、そういったものが一定程度、相当程度の金額になろうかなとは思ってございます。いずれにしても、議決いただいた後に訴状という形の物を弁護士さんのほうにつくっていただくと思っておりますので、その段階で戦略といいますか、そういったような面もある一定程度見えてくるとは思ってございます。そういったことを踏まえながら、来年度以降の予算の中では反映させていきたいとは思ってございました。

○**阿部 善一委員** 今、函館市がお願いをしている弁護団は十何人かおられますよね、そして市民団体と一緒にやっている弁護団もいる。ダブっている方、何人かいるはずだと思うんですけども、それは当然あり得る話ですよ。住民団体の弁護団になってる弁護団の一部と今、函館市がお願いしている弁護団のメンバーの中に重複されている方、何人おられますか。

○総務部長（上戸 慶一） 今現在、最終的には弁護団という形になるんですけども、相談させていただいている弁護士さんはトータルで10名いらっしゃいまして、そのうちの7名の方が民間の訴訟の弁護団と重複していらっしゃるという状況に今はございます。私ども弁護団というか弁護士さんの方にそれぞれ相談するんですがやはり、どうしても原発訴訟というのは非常に専門的というか、本当に限定される裁判になるものですから、やはり弁護士の中でも本当の限られた方になるということもあって、そうした結果になっているという、今現在はそういう状況になっているということでございます。

○阿部 善一委員 ですからね、弁護団の構成も同じなんですよ。そうすると、同じような主張が東京地裁と函館地裁で繰り返されるんですよ、これ、技術論争しかないんですから、いい、悪いは別として裁判は。そのことが壊れたらどういう影響を及ぼすかということの中での本体の、私が言ったように、最高裁が示しているように原発の裁判で訴えるのは二つしかないって言われている、最高裁判所は示している、これとこれしかないんだと。そうすると限定されてくるわけですよ。先ほど総務部長が住民訴訟団は原発そのものを全部反対なんだと。そこを話し合いによって大間に特化してやりましょうよという訴状変更だっというくらいでもできる話なんですから、訴状を変えれば。

同じような方が、それも全部主力メンバーですよ。恐らく河合弁護士がトップになっていくんじゃないかなと私は個人的には思っているんですけども。それが高木教授の一番の弟子だろうと思うんですけども。そうすると勢力が分散されはしないんだろうか。そういう懸念をするんですけども、その辺のところは皆さんどういう見解をお持ちですか。

○総務部長（上戸 慶一） 先ほども申し上げましたが、やはりスタンスの違いは明確にございます。それから、何と申しますかね、一本にする効率性というよりは私ども市長とすればというか、自治体というかの訴訟になるわけでスタンスの違いは明確にする必要があると思っておりますし、逆に言うところにはない訴訟の形態になろうかと思っておりますので、そうした意味での効果というところまでいけるかどうかわかりませんが、いずれにしても、福島事故後の訴訟であることですか、それから自治体がということを確認していくってということが一つの、これは戦略になるかどうかというのはわかりませんが、そうしたスタンスでやっていくことが必要だろうと。少なくともベースになるコンセプトの違いというのはあるわけですから、分離して行くべきだと私たちとしては思っております。

○阿部 善一委員 どうもよく理解、最初に言ったように反対ではないんですよ、何回も言ってますように。何とか大間はとめたいとは思っているんです。だけど税金を使う話ですから、きちんとした住民に対しての説明責任ができるものでなければならぬと、そういう意味からも今、いろいろと質問をしているんですけども。国の方針に逆らってもなかなか難しい話なんで、ましてさっき何回も言ってるように日米原子力協定という国内法を上回る国同士の協定があって、その中で六ヶ所村、あるいは大間町というのは、ちゃんと明記されて確認されている、十何年も前から。だからそのことに立ち向かってそれはなかなかですね、難しい話。アメリカの軍艦が日本にブルーリッチだかが来たってそれは日米地位協定があって、日本は手出しできないんですよと、ただ港があいているか、あいてないか、それしか言えませんというようなレベルの話なんですよね。

それじゃあ、いつ頃、訴訟の内容っていうのは確定されるんですか。それはどういう形で皆さんに知らせていくんですか。

○総務部長（上戸 慶一） 訴状の概要といいますか、そういった物ができ上がって実際に訴訟となる場合には当然議決いただくということで、議会の議論をいただくとおっしゃいます。いずれにしても訴状がまとまるのは、今の弁護士さんとの話の中では2カ月くらいかかるのではないかなというような話もございますので、2月末くらいかなというようなことは想定されます。いずれにしても阿部委員おっしゃるように日米原子力協定ということだけではなくて、それに基づくといってもいいのかもしれませんが、確かに大間については、核燃料サイクルの一環としての扱いはされているんだらうとは思ってございませぬ、私どもも。ただ、一方で核燃料サイクルということから申し上げますと高速増殖炉もんじゅが実際にはうまくいってない、稼働していない、で、政府としてももんじゅの扱いをこれからどうするかということを検討しようとしている。で、プルトニウムの問題からすると核燃料サイクルが完全に機能しない限りはプルトニウムの問題は解決できないと思っております。そうした中で、国も一定程度、どっかで判断はしなければいけない場面は来るだろうと私は思っているわけで、そうした中で政府の判断として大間の建設をとめるということも国の判断としてあるのではないかなとも思っております。いずれにしても、そういった中でどうしても必要になれば訴訟ということで当然訴訟に当たっては、いろんな訴状ももちろんですが、訴訟に当たってのさまざまな部分について議会あるいは市民の皆さまにお知らせしながら対応していくことになると思っております。

○阿部 善一委員 部長の淡い期待はわかりますけれども、日米原子力協定が2018年に失効するわけですが30年が来て。で、今包括同意方式をとっていると。日本がなかなかアメリカの言うことを聞かないから、今度は個別に関与していこうということで、とにかく核拡散防止条約のように日本には原発をつくらせる原料を与えてはならないと。これが主たる目的になってアメリカの国内法で最初例えば原子力を日本がつくったときに全部アメリカから資材を輸入したわけですよ、釘の1本まで、ボルトの1本までアメリカから。アメリカの国内法ではそういう国に対してはアメリカは最後まで責任を持つんだという国内法があるんだって。今までそういう意味じゃ日本を信頼して包括同意の協定だったけども、今度は個別条約に切りかえると。ますます日本に対しそういう日本の自由を認めないというような傾向にあるということはこの前の2012年10月4日の日本記者クラブでの遠藤哲也さん、一橋大学の客員教授が言っていましたし、いろんな本も論文も出していますけれども。そういう厳しい状況下にあるということだけは——淡い期待は期待として、私もそうなければいいなと思うけども、世の中果たしてうまくいかなと思いつつも。

で、あと2カ月くらいということですが、訴状ができた段階でそれでは議会に対して訴状の扱いを議決が必要だということになりましたけれども、どういう手順、手続になっていくんですか。

○総務部長（上戸 慶一） あくまでも最悪な場合に訴訟ということになるわけで、訴訟に当たっては先ほど言いましたように議会の議決を得ることになる。それが年度内ということに限っているわけではございませんので、それがいつになるかはわからないという部分はあるかなと思っております。少なくとも、訴訟の議決に当たっては当然ですが、こういう訴状でということの趣旨はお示ししなければいけないと思っておりますが、ただ、訴訟が明確になってない段階でその内容を皆さんにお知らせすることが——これは議会ということだけでなく市民も含めてなんです、あくまでも訴訟は戦いですので論点を先に相手側に明示してしまうという部分が出てくるのではないかなと思うんですよ。いずれにしても、そう

いったことも含めて弁護士さんとは相談させていただきますが、できるだけ、どういうんですかね、考え方ですとか、先ほど言いました部分からもうちょっと具体的にというか、考え方はお示しできるんじゃないかとは思っていますが、いずれにしてもそういった扱いについては弁護士さんとは相談させていただきたいとは思っています。

○阿部 善一委員 裁判の戦術までは、我々は知る必要はないと思ってますけども、しかし、訴状はどういうことで訴えるのかという——一人一人の税金ですから、それぞれ市民は知る権利がある。で、それを発表したから裁判が不利になるって話にはならない、そんなものは。さっき言ったように技術論争、手順や手続き論じゃなくて、最終的には技術論争だと思ってますから。それを市民に公開したからって別に裁判が不利になるとは到底考えられない話だ。ですから、いつかの時点で中間的なことでもいいんですけれども、詳細には説明しなくてもいいけれども、一定段階の中で訴状の内容は概略的なものについては、私は公表すべきだと思いますよ。だって、裁判やったら途中でやめるわけにはいかないんですから、最後まで。我々は仮に地裁で勝ったって相手は訴えるのは間違いないんですから、最後までこれは裁判ですから、お互いに和解と両方うまく三方一両損、大岡越前みたいに整理つけばいいけども勝った、負けたの勝負だから、これは最高裁まで行くんだから途中でやめるわけにはいかないわけですよ。

そうすると相当な市民の血税、もちろん地方交付税の対象にならないし、国ともけんかする話ですから、単費ですよ。それは、打ち合わせは一部のものでいい、しかし、それが決まったらできる範囲でつまびらかにしていくというのは私は当然の姿だと思いますけど。

○総務部長（上戸 慶一） 2月末くらいになろうかと思えますけれども、訴状の案といいますか、そういった物ができてくるんだろうと思っています。いずれにしても、その内容ですとか、またこれからになりますか、阿部委員おっしゃるような戦略ではなくて基本的な考え方ですとか、よりどころですとか、そういったものについては当然、弁護士さんとも相談させていただきませんが、できる限りその時点ではお知らせしたいとは思っています。

○委員長（工藤 恵美） 阿部委員、そろそろ・・・。

○阿部 善一委員 ちょっと確認したいんですけども、仮に2カ月なら2カ月で訴状ができると。それを示して、これで訴えるか、訴えないかを決めるとなるのか、それともこのままいきますよということなのか。できあがったらもう訴えて裁判を進めますよ、ということか。

○総務部長（上戸 慶一） あくまでも国にとめてもらうのが一番いいわけで、訴訟を起こす前に国が電源開発に対して大間はとめなさいと言ってくださるのが一番いいわけですし、いずれにしてもそういった活動を続けさせていただきます。そうした中でどうしてもこれはもう国のレベルでは建設がとまらないというような判断といいますか、そういった判断の時点で訴訟をとということになりますので、ただそのときにそれから訴訟の準備ということにならないもんですから、当然、そういう想定をしながらやっています。ですから、訴状ができたから訴訟を起こすのではなくて、あくまでも国の対応、動向を見ながら場面、場面で判断しながら訴訟を起こしていくということにはなろうかと思えます。

○阿部 善一委員 わかりました。最後に一つ、弁護団の中に函館の弁護士は入っているんですか。

○総務部長（上戸 慶一） 今は先ほど言いましたように確定していないんですけれども、お一人入られる可能性があることもちょっと聞いておりました。

○阿部 善一委員 わかりました。

○委員長（工藤 恵美） 他に御質疑ございませんか。

○小野沢 猛史委員 今回の阿部委員の質問の続きになりますけど、私も福島原発が起きたときに後始末できないようなものは、もうこれ以上新しいやつをつくるのはやめるべきだという考え方を一貫して持っています。そういう意味では、函館市が市長が先頭に立って大間の建設を何とかしてとめなきゃいけないということは全く同じ思いでぜひ最善の努力をするべきだと思っています。で、その場合に、最終的に前回の総務の委員会で出村委員が発言された政治的な問題は政治的に決着すべきだというような発言があって、ごもっともだなと思って聞いておりました。要するに、裁判ということに訴えてやるのが一番いい方法なのか、もっとまた別なやり方があるのではないかと、もう一つ提言を今、阿部委員がおっしゃいましたけども、その辺は果たしてどうなんだろう。技術的な問題だとか原発そのものに対する知識というものを私はあまり正直に申し上げまして熟知しているわけではありませんので、何とも判断がつかないという状況です。それで素朴な疑問として、前回の委員会のときに訴訟するってことに決めているのか、訴訟ありきかというような質問に対して、ありきではないというような御答弁だったと記憶しているんですけども。ただ、準備経費ということになると当然準備が整ったらやりますよということになるんじゃないかなと思うんですけども、その点はどうですか。その段階で立ちどまって状況を見ながら改めて判断するということが間違いないと受けとめていいんでしょうか。

○総務部長（上戸 慶一） 訴訟については、要望活動を含めてさまざまな活動をしながらかの場面で一定の判断をするということをごさまして逆に言うと、例えばですが国が行政指導でも何でもいいんですが、何らかの形で電源開発に対して大間原発をとめなさいという指示を出されて、とまったとすれば確かに訴状の作成をお願いしているわけですので、それについてのお金はどうしても支払わなければならないということである意味それが使われない格好になることはあり得るのかなと思っています。いづれにしても、阿部委員がおっしゃるような確かにいろんな問題があつてかなり難しい状況なのでなかなか国が能動的に大間原発をとめるっていうのは難しいのかなと思っています。そういった中で市長の判断として最終的には訴訟も辞さないということを申し上げているので、そのための経費として計上させていただければ執行することになります。国がとめるということになれば、それが結果的には無駄とはいきませんが、使われない訴状ができあがるといったようなことで御理解いただきたい。

○小野沢 猛史委員 訴状というか、最終的に市として訴訟を起こすという判断をする場面では先ほど阿部委員がいろいろおっしゃってましたけども、争点を明確にして、訴訟を戦っていくだけの見込みがあるかどうか、見通しがあるかどうかということが一つの判断材料になるかと思えますね。それは実際に今これから弁護士さんをお願いしていろいろ検討していただいて、成果品として訴状が出てくるわけですけども、その中身を見てみないとわからないと。改めてそこは我々も、私は素人ながらもそこはやっぱりしっかり議論に加わって行って判断していかなくちゃいけないんだと思っていますね。もう一つは政治状況ですね、そのときの。今、まさに選挙戦の真っただ中で、選挙は終わってみなければ結果はどうかかわりませんが、仮に現状のまま民主党中心の政権が続いたとすれば民主党は大間原発については新設に当たらないからこれは建設を認めるということを官房長官やら経産大臣がおっしゃっているので、まあその方向になって走っていくんだろうなと思います。そうなれば、そのことを改めて

確認した上でどっかの時点で訴訟という次のステップに踏み込んでいくということになるんだろうと思うんですけど。終わってみなきゃとわかりませんが、仮に新聞、けさも自民党が過半数の勢いだとかいろいろありますね、この場合は自民党は今、3年くらいかけてじっくり検討するんだというようなことを党の公約なんですかね、私はそういうふう聞いています。民主党の代表は自民党は10年くらいかけて検討をするんだというようなことを言ってるっていうことをお述べになってテレビでもそういうことが報道されてましたけど。私の記憶する限りでは3年くらいかけて判断するというようなことだと理解しています。とすると、その判断を待つということになりますか。公明党さんも政権に加わると、残念ながらと言うかニュートラルな立場ですから、なかなか社民党さんとか共産党さんとか何か生活がどうかって言う党とか・・・伝統的な共産党さんは一貫した主張、社民党さんも一貫した主張されますけど、何だかころころわけのわからないことを3歩歩けば言うことが変わるようなね、生活だとか、今度、未来になったようですけど、あの人たちが政権をとるとはとても思えないので、そうなるやっぱり自民党、公明党さん中心に新しい政権が仮にできるとすると——民主党の場合は見込みないですからそのまま走っていく。

訴状ができたなら、訴訟に耐えられるかどうかというところを十分議論した上で、さあ次のステップってなるんでしょうけど、政権が変わった、それがたまたま自公という枠組みの政権になれば、繰り返してくだいようですけど、3年くらいはしっかりと検討するんだというようなことです。そのタイミングを待つという理解になりますか。その辺はどう考えてますか。

○**総務部長（上戸 慶一）** 今後の政権がどうも不透明ということにして、ただ、いずれにしても民主党政権であっても自民党政権であったとしても、政権の枠組みというものはあるんだろうなど。新たな政党もできているわけで、いずれにしても新たな政権、それから政府になった時点で改めて要請活動をするべきだと私は思ってますので、そうした要請活動に対する国なり電源開発の対応というものを改めて確認させていただいた上で、そうした上で一定の判断をしながら議会とも相談してということになるのかとは思っています。

○**小野沢 猛史委員** 国がそのときに3年くらいかけてじっくり、単にここだけの大間だけの問題ではないと、日本のエネルギー政策全体をどうするんだという大きな議論の中で考えていかなきゃならないと、従って一定程度きちとした議論に耐え得るような、そういったような政策なり、判断なりをすると取りまとめをするには3年くらいかかるとなったらどうしますか。

○**総務部長（上戸 慶一）** 仮にというお話ですんであれですが、いずれにしても新たな政権ができて、その場で一定程度の判断ということになるのかと思いますんで、そのときの政権の物の考え方ですか、大間原発に対する対応を見極めさせていただきたいとは思っております。

○**小野沢 猛史委員** 電源開発は国が国策でつくらせてる、やらしているようなことですから、国が方針を決めてこれはもう中止だと、凍結という言葉と中止という言葉だと私はよく使い分ける意味がわからないんですけども、中止だとやめたと、そして今までかかった分については、国が全部補償して面倒をみるからやめてくれと、そう言わなかったらやめることもできないでしょう、恐らくね。言うんであれば、電源開発はやめますよ、問題は国の判断ですね。そうですね、ここでまだどうなるかわからないことをいろいろと議論しても仕方ありませんから、これ以上申し上げませんが、そういう場面もあるとい

うことで、そこは性急に判断して先走りすることは私は避けてほしいなと思います。原発ゼロというのは私も考え方は一緒です。特に大間、新設する必要性はもう全くないと。ただ、ゼロにするに至るいろいろ過程でエネルギー政策をどうすんだって議論をしっかりしなきゃいけないので明日即時全部廃止にするという方もいれば、10年かけてっていう方もいれば、いや、20年、30年かけてっていう方もいれば、私はそこはきちっと国民の生活とか産業、経済の振興だとかいろんなこと考えながら私はしっかり考えていくべきだと思ってますので、そういう性急な議論にはくみしてはいけないっていうふうに思っています。それで原子力委員会の委員長が大間の建設そのものは別に問題ないと、一定の手続きを踏んできているので。ただ、完成した後にそれを稼働させるかどうかは基準ができてないので今は何とも言えませんということを行っているんですね。その辺は非常に心配なことだなんて思っているだけども。

もし、御存じでしたら答弁していただければいいんですけど、大間原発は大体40%くらい完成しているのかな。これあと100%、いつでも稼働できますよというふうに建設を再開して今、本体そのものよりも周辺のことをいろいろやっているようですけども、本格的に再開したときには何年くらいでこれは完成するんでしょうか。

- 総務部長（上戸 慶一）** 今、手元に資料がないんであれなんですけど。電源開発のほうで言ってたのは確か26年11月完成予定と震災の前ですね、そういう話をされてたんで、それから1年なり1年半くらい延びていると。これまでと同じような工事の進め方であれば、その分プラスになるということで28年とかというようなこと、27年後半とか28年とかになろうと。一方で、今回の福島を踏まえた津波対策とか防潮堤を設置するですとか、いろんなことも付加されましたんで、事故以降、そういった対応もありますので、いずれにしても電源開発が今現在の姿勢とすれば未定という表現でいらっしゃいますので単純に計算するとそのくらいにはなろうかなということだと思います。
- 小野沢 猛史委員** 過去に原発をめぐる裁判があって、新聞報道によると原告差しとめとか休止とかっていう立場の訴訟については勝った例がないみたいなの、そういうような報道がありました。これは裁判の期間ていうのはどのくらいかかるんでしょうか。例えば今、大間に関しては1次訴訟が2010年7月、これはどのくらいかかるのでしょうか。一審の判決が出る、最高裁までいく、どうなんでしょうかね、見通しみたいのがわかれば教えてください。
- 総務部長（上戸 慶一）** これは過去の民間の一般的というか、一つの例と言ったほうがいいのかもかもしれませんが、一般的には3年から5年くらいは一審でかかっているというふうなことがあります。ただ、昨年の福島の原発の事故を踏まえての裁判となりますので、そういった部分は考慮されるのかどうかということはあろうかとは思いますが、一般的にはそのようなことだと聞いてございます。
- 小野沢 猛史委員** 一審の判決というのが二審、三審で覆るということはあるんですか。今までの例はどうでしたか。多分、ないんじゃないかなと思いつつ質問しているんですけども。
- 総務部長（上戸 慶一）** 確か一、二個程度は逆転と言いますか、そういう場面もあったような。
- 小野沢 猛史委員** 一審は原告勝訴で二審、三審でひっくり返ってしまっているケースっていうようなことですか。一審は原告勝訴、二審、三審になると逆転で敗訴という形でしょうか。
- 総務部長（上戸 慶一）** これまでの例を見るともんじゅの訴訟ですとか、志賀原発の訴訟が2件ござ

いまして、もんじゅのほうは一審で敗訴してるんですが二審で勝訴している、逆に志賀原発のほうは一審で勝ってるんですが二審で敗訴していると。ただ、具体的な内容がわかりませんので、きっちり完全敗訴なのか勝訴なのかっていうのはわかりませんが、そういった動きはあったということでございます。

○**小野沢 猛史委員** いずれにしても、住民訴訟でもって原発がとまったっていう例はないということなんです。で、あと順調にいけば4年くらいで原発は完成して、試運転だとかいろいろする期間もまたその以降、あるんだろうと思うんですけども、その期間で完成すると。その前に大間の一審の判決が例えば、住民訴訟のですね、差し止め訴訟の判決が出てしまって、いろいろ福島で問題になったのでどうなるかわかりませんが、その結果が出てしまえば多分、流れとしては二審、三審は同じような流れになってくるのかなと今までだとですね、結果とすれば。そこに市が追っかけるような形でもって参入して行って、万が一とか、負けるようならやめたほうがいいと思うんですけど。裁判を維持できないというようなことであればやめたほうがいいと思うんですけど。なぜかという判決が出てしまって、あるいは原告不適格ということで門前払いですか、されるようなことになってしまうと、もうそれでお墨つきが出てしまったような結果になってしまう。堂々と国は「さあ、進めましょう」というふうに、世論があるからそんな張り切ってやるっていうようなことはしないでしょうけど、慎重に進めるということになってしまう。逆に裁判を起こしてやったことで残念ながら入り口にも入れなかったみたいなことになったり、案外、内容によっては希薄であっさりぼろっと負けてしまったりっていうことになってしまうと、かえって国に進めさせるような反対のエネルギーを与えてしまうようなことになりかねないなと思ったりしているんです。その辺はこれからのことだということなので、しっかりと準備段階でいろいろと弁護士の先生方と相談をされて訴状をつくるということですから、そこら辺の見極めというものも皆さん、しっかりやってほしいなということを要望しておきたいというふうに思います。いずれにしてもまだ私の中では、大間原発は何としてもとめなきゃいけないという思いはあるんですけど、訴訟、裁判に訴えてやるというのは選択肢として一番いいのかどうかというところは悩んでいます。以上を申し上げて質問を終わります。

○**委員長（工藤 恵美）** 他に御質疑ございませんか。

○**出村 勝彦委員** この間も委員会で質問させてもらったんですけど、簡単に終わらせてもらいたいと思うんですけどね。住民もそうですし、この地域の法曹界の人と同じ気持ち。この間も申し上げたように非常に法廷闘争という観点で危惧してる方がたくさんいらっしゃるんですよ。それはなぜかっていうと自治体が国策に対する問題に訴訟に持ち込むということに対して、果たしてどうなんだろうって。最大の要因は経済的に函館も御承知のように疲弊してますよね。今、新幹線を迎えて新たな経済的な発展を遂げていかなきゃならんって、こういう大事な時期に法廷闘争が果たしていいんだろうか。もっと別の政治的な、自治体の首長といえども政治家なんですから、皆と一緒に反対の声は出していくべきだということはみんな同じなんです。それをやることによって反核の関係——市長の考えは大間であって、泊だとか他の地域の原発まで反対ということではない。ところが訴訟になってきて、大きな論点になってくると反核の関係の方々も、どっちかといったら弁護団も反核ですよ。大間だけじゃないんですよ。そうすると全国からそういう方が来られる、それから運動も、募金も募って全国的なレベルでや

っていこうなんていうと果たして、函館のこの先の経済は一体どうなるんだろうという危惧の念を持って方、本当に一般市民、たくさんいらっしゃるんですよ。大いに政治的な発言はしていてもいいけれども、法廷闘争だけは何とか出村さん、これ、やっぱり皆さんとよく慎重に考えたほうがいいよという意見もいただいております。それから、そのことに対して、右翼、左翼いろいろありますけれども、皆さんやっぱり原発に対する関心で来られるという、ここにその問題を日本の問題として問いかけるといような方もたくさん来られるだろうと心配してるのも事実なんですよ。

そういうような観点から本当に慎重に慎重に、もし訴訟にするにしても考えてほしいというふうに私も思うものですから再度、総務部長も一体どこまで住民の意思というものを把握しているのか、本当に市民の大多数が訴訟にしなければならんという声が満ち満ちているかよく判断していただきたい。もうちょっと市民の声というものも、いろんな角度から聞いていくべきでないかって私は思うんですよ。何度も言うようにですけども、原発そのものや大間原発については反対です。みんなそれは一致した気持ちだとは思いますが、この方法論について、十二分に市内意識も統一しているのか、市民の声を吸い上げてるのか、法曹界の意見もですね、函館市の弁護士の中でも慎重に言う人がたくさんいらっしゃるんですよ。そういうことも把握しているのかどうか、もう1回聞いておきたいこう思います。

○総務部長（上戸 慶一） 改めて、訴訟についてということなのですが、繰り返しになりますが、まずは国が大間原発をとめるということが最も望ましいことだと思っております。背景的には先ほど言いましたけれども、核燃料サイクルの問題が解決されていない、それから核廃棄物の問題も解決されていない、そういった中で新設をしないとやっている中で大間原発の建設なわけですから、それは国が責任を持って対応していただくことが望ましいと思っておりますので、そういった対応に力を入れてまいりたいと思っておりますし、ただ、一方では最終的な方法としてといたしますか、そういった形で今回準備経費の計上を提案させていただいておりますので、それについては出村委員おっしゃるように市民の皆さま、議会の皆さまの意見を聞きながら慎重に対応させていただきたいと思っております。以上でございます。

○出村 勝彦委員 そこで私、提案なのですが、わかりやすくこの大間原発について、それから訴訟のあり方について、今の市長の心境なりをやっぱり知ってもらわなきゃならんと思うんですよ。そういう心の準備ありますか。その辺、どういうふう考えているのか。

それからもう一つ、市民の各界、各層の意識の把握、これ、どういうふうにして努めていきたいと思っておりますか。

○総務部長（上戸 慶一） 大間原発に対するこれまでの市の対応ですとか、市長の考え方ですとか、これまでも市政はこだてに掲載させていただいたり、それからホームページで常時いろんな情報を登載してございます。そういった中で皆さんにお知らせしたいと思っておりますが、訴訟に関しては、先ほど来、申し上げてますようにあくまでも国に対する要請っていうのがまず優先されるだろうと思っておりますので、そうした中でどうしても国のほうの対応のめどが立たないといったような段階といたしますか、そういったような中で改めて訴訟の判断をさせていただきますので、そういった段階ではさまざまな意見を——ちょっとどのように聞いていけるかっていうのはあるんですけども、ちょっと検討させていただきたいと思っております。（「まだ一つ抜けてるよ」の声あり）

○委員長（工藤 恵美） 各界、各層の方々とどのように話をしていくのかということ。

- 総務部長（上戸 慶一）** 済みません、申しわけございません。先ほど言いましたように今現時点で訴訟を起こすということに決めたわけではございませんので、訴訟に至るような状況に段々なっていく場面もあろうかと、そういった中で出村委員おっしゃるようなどういった形で聞けるかっていうのは、今ちょっとこれから考えていかなければならないとは思いますが、各界、各層の皆さんの意見をどのように反映させていくかということについても検討させていただきたいと思っております。
- 出村 勝彦委員** これでやめますけども。訴訟費用をね、議会にお願いしているでしょう。そうして今もってその辺曖昧模糊ってのはいかがかと思えますよ。皆さんね、訴訟準備のためにこの費用を盛っているんだろうとこう思ってますからね。でも、この間、私がお聞きしたらそうじゃないんだと。いろいろ準備の過程もある。実際に本訴になると多くの金がかかっていきますからね。弁護団、あれだけの数もおりますし、東京でやるってということになると半端じゃないと思うんですよ。ですから皆さん、心配しているんですよ。しかも、政権が変わるか変わらないかいろんな今、非常に微妙な時期ですしね。この辺も慎重に私らも発言していかなきゃならんだろうと思ってますけども、もうちょっときちっとした説明責任、予算でこれ盛り込んでいるんですから、やっていく必要があると思うんですよ。それ、十二分に考慮してもらいたい。今、一つ意見がありましたら言ってください。
- 総務部長（上戸 慶一）** 確かに今回提案させていただいているわけで、そうしたことについて、先ほども言いましたようにこれまでも市長の考え方ですとかはホームページ、それから市政はこだてに掲載させていただいております。そうしたことを訴えていくとともに、もう少し丁寧に訴訟といったもの、それから訴訟に至る背景といいますか、そういったことも含めて親切に周知を図っていきたいと思っております。
- 委員長（工藤 恵美）** 他に御質疑ございますか。
- 紺谷 克孝委員** 時間も経過してるので、大分議論されてるので二、三点についてお聞きします。
裁判を東京でやるっていうふうに報道もされてるんですけど、これはこちらの希望で東京でやるということなのか、どうなのか。その辺についてはどうか。
- 総務部長（上戸 慶一）** 東京でというのは弁護士さんとも相談させていただきながらそういうことにしようということで今、考えているんですが。その要因としては一つは東京に在住の弁護士さんが多いというのが一つありますので、旅費の軽減というのが一つと。それからやはりどうしても函館地裁だと裁判の結果が、裁判の結果というか、裁判の都度都度の情報がどうしてもローカルになりかねないなといったようなこともあろうかなと。そういったさまざまなことを考えながら弁護士さんと相談させていただきながら、東京でのほうがいいんじゃないかというようなことで今、考えているということでございます。
- 紺谷 克孝委員** こちらの希望でどこでもやれるというふうなのかどうかっていうことで、今、訴訟の会でやっている裁判が最初、裁判所から青森っていう——現地のね、青森でっていうふうに指定されるんじゃないかという危惧もあったんですよ。だから、そういう点でこちらの希望が全部通るというのでいいのかどうか。
- 総務部長（上戸 慶一）** 民間の訴訟の場合の青森の話は確かに行政訴訟だと青森に限定されるのでということで取り下げたという、確か私の記憶だったと思いますが。いずれにしても今回弁護士さんと相

談した上では函館か東京かどちらかで可能だろうというような中での先ほど言ったような判断でということになります。

○紺谷 克孝委員 そうですね。行政訴訟だとそうだということですね、わかりました。

それといろいろ裁判をこれからやっていく中身で議論を大分されてるんですけど。今、大間の住民訴訟をやっているのが第8回の公判が12月27日にやる予定だったけれど、新聞報道でも御覧になっているとおり、第3次原告団が非常に多いということで年越しになったということで、非常に裁判で戦うという機運も市内に非常に大きくなってきていると思うんですよ。それで弁護士とも私、話をしたこともあるんですが、3.11以降に初めての裁判がきっと今の大間の住民訴訟の判決が出るんじゃないかということらしいんですよ。それでやっぱり3.11を経過した中で、裁判官の中にも相当変化が生まれてきてると。で、今までの裁判だと先ほどもずっと出てたように手続きとかそういうところで裁判を、判決を出すと。要するにこの専門的な原発の中身にまで、どう言うのかな、裁判官がタッチできるそれだけの力量がなかったとか、やっぱり裁判官も素人ですから。だから、そういう点でそこを回避して、手続きとかそういうところで裁判を決着させたという事例が非常に多かったと。しかし、3.11以降、裁判官の中の流れも正面向き合って、原発の危険性を一つの判断の基準にすべきでないかということも相当そういう流れが出てきているということですね。だからそういうことから言うと、単に手続きだけのことで戦うのではなくて、もちろん市長も今までの議論の中で議会の中の質問の中でも、原発その物の危険性についても相当言及されてきているんですよ。原発が安全な物であればそれはもともと戦う意味はないわけなんですよ。だからそういう点ではもともと原発は危険なものだ、しかもフルMOXだと。それからいろんな地理的な、先ほど出てた活断層のこともありますし。しかも法曹界が、そういう裁判所の流れがそういう流れになってきていると。で、今まではやはり裁判官もそういう重大な国策について判断をするっていうところを回避して、法的に問題なければいいというような結論を出してたと思うんですよ。だからそういうさま変わりしてきているっていうことも、裁判を進めていく上で考慮すべきでないかというふうに私は思っています。

それともう一つは、どう言うのかな、今やってる住民訴訟も6月に裁判官がかわったんですよ、ことしの。それで再スタートという形——新しい裁判官ですからね、再スタートという形でやった。で、公判の中でも、要するにパワーポイントを使って、裁判所の中に全部これ映して、パワーポイントで映して、そして全部この構造から何から説明っていう、そういういろはから全部やっていると。で、裁判官によく知っていただきたいということを徹底してやっていると、そういう裁判になってるんですよ。だからそういう点ではやはり危険性だということも十分考慮に入れた上での裁判にすべきでないかというふうに思っていますけど、その点についてどうか。

○総務部長（上戸 慶一） 先ほど阿部委員の質問にお答えしましたけれども、ある意味政府の物の考え方の矛盾ですとか、そういったことだけではなくて、当然ですが大間原発に特有の問題というものもあるかと。それがフルMOXであったり、活断層についてもそうですけれども。それから市長はテロの問題なんかも提起していますが。そういった意味でのある意味危険性の問題というか、そういったものも当然裁判をやっていく上での戦略の一つになるかとは思っていますので、裁判をするとなればですが、そういう視点で弁護士さんとも相談しながら対応させていただくことになろうかと思っております。

○紺谷 克孝委員 そういうことでぜひ進めていただきたいということで。

で、東京でやるということになると先ほどちょっとあったとおり、やはり全国的に発信するという点でも非常に東京が最適だと思います。あと募金のことも、一般質問でも私、行ったんですけど、これは先ほどからの議論でやっぱり相当お金もかさんでいくということでまあ、あると。で、私も住民訴訟のほうの原告に入ってますから、これも費用が大変なもので、これを集めることが大変だというふうになってますけれど。それで、具体的に募金をどのようにやっていくのかっていうこともぜひ提案していただきたい。というのは私どもも政党としてはもう丸井今井で、市の裁判をやるのにカンパを訴えてお金も集まってきてるんですよ。それでそういう——まだ大した額ではないですけどね。だからそういうのも、市民的にもそういうあれが出てくると、そういう動きがあると思うんですよ。だからそういうことについても、どういう方法でやるかということも含めて、もしあればお聞かせ願いたい。

○総務部長（上戸 慶一） 今、こうした形でいうものはございませんが、訴訟になるとなればそういったこともあわせて検討させていただきたいと思います。

○委員長（工藤 恵美） 他に御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（工藤 恵美） それでは一点に集中いたしました。質疑を終結いたします。

それでは理事者は御退席ください。

（総務部、財務部、教育委員会、選挙管理委員会 退室）

○委員長（工藤 恵美） それではこれより各事件に対する協議を行いたいと思います。

それでは議案第1号平成24年度函館市一般会計補正予算中当委員会付託部分、以下議案4件につきまして順次各会派の賛否をお伺いいたします。市政クラブさん。

○出村 勝彦委員 はい、議案4件について全て賛成でございます。

○委員長（工藤 恵美） そうですか。民主・市民ネットさん。

○阿部 善一委員 はい、賛成です。

○委員長（工藤 恵美） はい。公明党さん。

○茂木 修委員 同じです。

○委員長（工藤 恵美） はい。市民クラブさん。

○小野沢 猛史委員 私どもは議案第1号、今いろいろ議論のありました大間原発訴訟準備経費につきましては約1名退場することになるんじゃないかなと。反対っていうところまでいかないんじゃないかなと思いますけど、そういう状況にあるということはあらかじめ御理解いただきたいなと。

あわせて、これは私見ですけども、何か、そうですね、この間のいろいろな市長の突出したという表現を使っているんでしょうかね、言動ぶりを見てると医学部の誘致と同じようなパフォーマンスの性格を含んでるんでないかなというそういう疑問を持ったりも実はしてます、私は。そういう不信感も心の中にはありますので、何かもろ手を挙げて賛成というふうになかなかいかないつらさがあるんですけど、会派としては賛成ということで意志表示したいと思います。

あとは全件賛成します。

○委員長（工藤 恵美） はい。日本共産党さん。

○紺谷 克孝委員 はい、私どもは4件について賛成です。

○委員長(工藤 恵美) はい。お伺いをいたしました。4件の議案につきまして、市政クラブさん、マル。民主・市民ネットさん、マル。公明党さんもマル。市民クラブさんも意見はあるけれども、態度はマルということで。日本共産党さんもマルということで、一通りお聞きをいたしました。

他に御発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(工藤 恵美) いいですか。はい、ないようでございますので発言を終結し、これで協議を終わりにします。

経済建設常任委員会の採決が終了していないということでございますので、1の付託事件審査の議事を中断をいたしまして、2の調査事件を先に進めていきたいと思っております。この進め方に異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(工藤 恵美) ありがとうございます。そのように決定をいたしました。

2 調査事件

(1) 公共交通総合施策について

○委員長(工藤 恵美)

- ・ それでは2の調査事件、8項目ある。

案内のとおり議題に付している調査事件数が多い。8件あるが、本日中に全議題の調査を終了したいと思っているが終了しない場合もあると思うので、明日の委員会の開催については調査の進み具合を見ながら皆さんに相談したいと思うので承知願う。

- ・ 議題宣告

- ・ 本件については、これまで理事者に出席をいただいて当市の現状把握を行い、さらに先進地である宇都宮市、長野市において、11月6日から8日までの日程で行政調査を実施してきた。この行政調査の報告書が作成されたので、本日、皆様に配付している。

- ・ それでは当委員会で要求していた、市が委託または助成するバス運行サービス及び地域住民からの要望により新設されたバス路線について、12月10日付けで資料が提出されているので、理事者からその説明を受けて調査を行いたい。

- ・ 理事者の入室をお願いします。

(企画部 入室)

○委員長(工藤 恵美)

- ・ それでは、説明をお願いします。

○企画部長(谷口 諭)

- ・ 資料説明：市が委託または助成するバス運行サービス

地域住民からの要望により新設されたバス路線 (平成24年12月10日 企画部調製)

○委員長(工藤 恵美)

- ・ ただいま説明があったが、発言はあるか。

○阿部 善一委員

- ・ 1 ページ目の南茅部病院の送迎バス、週 1 回の運行で49日間ということだが、何で週 1 回なのか。

○企画部長（谷口 諭）

- ・ 私どもも聞いたが、恵山のは合併前からそういう形で既に運行していたそうだが、その時点で南茅部病院にはこういう送迎バスがなかったそうである。それで、恵山はあるのということ、今現在は試行というか、そういう形で今、週 1 日運行しているという状況だと聞いている。

○阿部 善一委員

- ・ 週 1 回で 1 日大体平均22人だが、住民からもっと回数をふやしてほしいという要望があると思うが、どうか。

○企画部長（谷口 諭）

- ・ 経緯等は今話したとおりだが、今、強い要望だとかは私どもは現時点では把握していない。

○小野沢 猛史委員

- ・ 地域によっては、市が所有している物と函バスさんが所有しているバスを活用しているものといういろいろつきがあるんだね。これは想像するにもともと合併前にあったということだから、それはそれで活用すると。いずれ、耐用年数が過ぎて、買いかえなきゃとかという時期に来ると、そのときはどうなのか。やっぱり市で所有する考えか、それともバスの調達用意も含めて委託先をお願いするという考え方になるのか。

○企画部長（谷口 諭）

- ・ 小野沢委員、御指摘のとおり、現在は合併当時所有していたバスを最大限活用するというので、所有している物は使おうということである。年式もかなり古いのは20年くらいたっている物もあるので、使えるところまでと聞いているが、その後、どうするんだということだが、当然経費の兼ね合いを考えれば、車両も含めて委託というのが安くなるだろうということになるので、そういう方式になっていくのかなとは思いますが、いつの時点で切りかえるのかは、今まだ具体的にない状況である。

○紺谷 克孝委員

- ・ 3 ページ目の地域住民からの要望で新設されたバス路線だが、これは地域住民からの要望というのは、どういう形なのか。例えば町会が言ってきたとかそういうものなのか。どういう意見、要望が寄せられてきたかということを知りたい。

○企画部政策推進課長（川手 直樹）

- ・ 特段、詳しくはお聞きしていないが、町会さんのほうでフレスポ戸倉もオープンしたということで、少ルートを利用者の利便性ということを考えて、フレスポ戸倉の利用も視野に入れながら、こういうルートで走ったほうがいいのかという町会さんの要望が函バスさんに出されて、そういう経過でお話しをする中でこういうものが生まれたと聞いている。

○紺谷 克孝委員

- ・ 一度、大体同じコースを走っていたが、多分乗客が少なくて函バスで赤字だからということで 1 回

やめたが、多分、地域の住民が不便を感じ、今度みんなで乗ろうということによって要請したと。だから、今まであったバスと今度の新設した路線との乗降客の人数だとかはどうなっているのか。地域住民が要望して、自分たちが路線をつくる、走らせることにつながる。私は函バスと前に懇談したときに、非常に誇りを持って住民と一緒にやる、これからのバス路線はそうあるべきだと力強く言っていたので、そういう中身をきちっと把握してほしい。そこが非常に重要な事項だから、ぜひもう一度、詳しく聞いて、後で教えてもらえればありがたい。

○企画部長（谷口 諭）

- ・ 現在も新設だとか廃止の場合は市で設置している生活交通協議会で、必ず意見を伺うこととしているし、利用状況を踏まえて、例えばこの路線を系統を振りかえたとしてもこういう代替路線で対応できるといったことを地元の町会等にも入り、話を聞いた上で事業者が協議会上げてきているので、今後もそういう形で地域住民の声は、きちっと聞きたい。

○委員長（工藤 恵美）

- ・ 他に発言はあるか。それでは、この項は終わりにする。

（企画部 退室）

○委員長（工藤 恵美）

- ・ 今後の調査の進め方についてだが、これまでの調査を通じて把握された課題や問題点、または参考となる他都市の取り組みなどについて、次回の委員会でも各委員から、意見や考えを発言してもらい、委員会として当市の抱える課題や問題点を整理して、共通認識のもと次のステップ、公共交通のあり方の検討について、調査を進めたいと考えるが、いかがか。（異議なし）

○委員長（工藤 恵美）

- ・ そのように確認する。
- ・ 議題終結宣言

(2) 湯川海水浴場およびスケート場のあり方の検討

○委員長（工藤 恵美）

- ・ 議題宣告
- ・ 理事者の出席を求める。

（教育委員会 入室）

○委員長（工藤 恵美）

- ・ 本件については、行財政改革プランの項目の中で廃止の方向で見直しが検討されていることから、理事者から現状と見直しに至った経緯について説明を受け、調査したい。それではよろしく願いする。

○教育委員会生涯学習部長（種田 貴司）

- ・ 行財政改革プランの50ページに記載しているが、湯川海水浴場及びスケート場のあり方の検討について説明をする。
- ・ 函館市が開設している湯川海水浴場、それから文化・スポーツ振興財団で開設をしている市民スケ

ート場については、それぞれ児童生徒を初め、多くの市民の方々に親しまれているが、両施設とも開設にかかわる経費が多額に上るということで、平成24年度の予算額でいうと、湯川海水浴場が約4,000万円程度かかっている。それから市民スケート場は、財団で6,100万円ほど経費がかかっている、そのうち市から5,300万円ほど補助している。このように毎年多くの金額がかかっていることに加えて、施設の老朽化が進み、今後新たな設備投資が必要になってくる時期を迎えていることから、費用対効果を検証した上で、施設の存廃も含めて今後の施設のあり方を検討しようということである。特に湯川海水浴場については、一部ネットの耐用年数が平成27年度までとなっており、このところ維持補修費が増加してきている。平成26年度には湯川海水浴場を廃止することで検討したいということで、代替施設や移手段の確保等、平成26年度までの間、検討させてもらいたい。

○委員長（工藤 恵美）

- ・ ただいまの説明に対して、発言あるか。

○紺谷 克孝委員

- ・ 一般質問でも、大分詳細に質疑が交わされたと思うが、この取り組みの考え方の中に施設の存廃を含めあり方を検討するということだが、存廃とは存続もあり得るということではないのか。今、話を聞くと、この間の質問の中でも廃止を前提にあり方を検討していくということだったが、存廃というのはどうなのか。言葉としてうまくないのではないのか。

○教育委員会生涯学習部長（種田 貴司）

- ・ 存続する場合に費用対効果も考えなければならないということだから、どういった金額が必要になってくるかってことも考えた上で存廃を検討していく。この50ページの平成26年度の欄に書いているが、海水浴場の廃止ということで、湯川の海水浴場については廃止の方向で検討したい。

スケート場については存廃、どうやったら残していけるのか、どれだけのお金がかかって、それだけの金額が用意できるのかどうかということも検討したいということで、あわせて存廃を含めたあり方を検討させてもらいたいということである。

○紺谷 克孝委員

- ・ 湯川の海水浴場は廃止を大体決め、代替を含めてあり方を検討していくということで、スケート場については存廃ということなのか。湯川の海水浴場も場合によっては存続していく考え方もあるということか。この間の一般質問では廃止を前提というような話でずっと進んでいたように聞いていたが、どうなのか。

○教育委員会生涯学習部長（種田 貴司）

- ・ 湯川の海水浴場については、廃止に向けた検討をするが、代替措置とか、ほかのいろいろなことを検討する中で、やっぱり残したほうが効率がいいとか、あるいは代替措置がとれないとか、いろいろなことが検討する中で出てきた場合には、残る可能性がゼロということではない。廃止ありきではない。廃止に向けた検討をするが、その検討結果によっては結論が変わる可能性があるということである。

○紺谷 克孝委員

- ・ そうすると代替で、新たに海水浴場がどっかにできる、つくると仮になった場合、それも存続と考

えていいのか。

○教育委員会生涯学習部長（種田 貴司）

- ・ 別なところに新たに海水浴場をつくることになり、それが湯川地区でないとすれば、湯川海水浴場は廃止、かわりの海水浴場が新たにできる。

○紺谷 克孝委員

- ・ それも存続ということなのか。

○教育委員会生涯学習部長（種田 貴司）

- ・ 海水浴場としては存続になることはあるが、湯川海水浴場としては廃止ということになると思う。だから、新しい海水浴場をつくるということも代替措置としてあるだろうし、今周辺にある、例えば湯川と七重浜の海水浴場を有効に使うとかというようなことを今後、検討したいということである。

○紺谷 克孝委員

- ・ 要するに、おおむね湯川はいろいろ費用もかかるので廃止の方向だと。しかし、必要であれば、今後あり方とか、代替も含めて検討をしていくということだと思う。確かに費用が4,000万円の費用がかかるということで廃止の方向を検討するのであれば代替なり、それにかわり得る一定のめどを提案すべきだと思う。

函館市として、子供たちが海で泳ぐことを可能な限り保障していくという立場に立てば、廃止と同時にこういう方法があると幾つかの提案をしないと、先が見えない中で廃止が全面に出てくる可能性があると思う。だから、そこを懇切丁寧に検討し、そういう提案が必要じゃないかと思うのだが、どうか。

○教育委員会生涯学習部長（種田 貴司）

- ・ この行革プランの中で位置づけさせていただいた上で検討作業に入っていくということで、スケート場も含めてあり方を検討させてもらうというプランを示すということである。

○紺谷 克孝委員

- ・ これから検討していくということだから、これで決着だってことでもないが、これからの提案について、廃止ということだけが全面に出て、どういう代替の考えがあるのかとか、あり方がどういふものかということが、ほとんど出されないままに、廃止だけが浮き彫りになってくる。一般質問でも、海で泳ぐという重要性があると、子供たちにそういうことをきちんと保障するのが自治体として重要なことだという議論が出てくるわけで、それに対して幾つか検討する提案があってこそ改革プランじゃないかと思う。この場ですぐ全部に代替とかあり方を出せということではなくても、まず行政側として自分たちが改革していくということであれば、廃止にかわるこういうものがあるんだという具体的な提案をぜひ示してほしいということである。

○教育委員会生涯学習部長（種田 貴司）

- ・ その作業をこれから始めさせてもらう。

○紺谷 克孝委員

- ・ 言っているのは、廃止は廃止でほかに方法がなかったと、どこにも設けることができなかったということだけにはならないようにということ。この間の質問でも、そういう危惧が出ているわけだ。そ

これは具体的な提案がないからだということを私は言いたいんだ。

○教育委員会生涯学習部長（種田 貴司）

- ・ これから、こういったあり方の検討をするということを今示しているわけで、こういった代替策があるので廃止するという方針が出てから示すよりは、これから検討を始めるということを事前にお知らせした上で、作業に入っていくという段取りを取っているという考えである。

○紺谷 克孝委員

- ・ わかった。なるべく早く検討の材料をぜひ提案していただきたい。

○金澤 浩幸委員

- ・ ここでいう費用対効果というのは、どういうことを言っているのか。

○教育委員会生涯学習部長（種田 貴司）

- ・ 例えば湯川の海水浴場でいうと4,000万円程度かかっている年間の利用者が今3万人くらいだから、1人当たりになると千二、三百円くらいかかっているということが、高いか安いかわからないが、他の社会教育施設、スポーツ施設等のランニングコスト、1人当たりの経費等を勘案したときに、やはりどうなのかという意見があり、これについては今年の2月に事業仕分けもあったわけだが、その事業仕分けの仕分けの方から指摘もあった。そういった利用者1人当たりどれだけのコストをかけて、体力、健康、スポーツづくりができるのかといったような比較がやっぱり必要となってくるのかなと思っている。

○金澤 浩幸委員

- ・ 小学校、中学校、高校生が多分使う海水浴場だと思うが、1,300円って高いのか。私は安いと思うんだけどね。ネットの更新時期ということなんだろう。ネットの耐用年数は何年で、仮に同じ物を新設すると幾らかかるか、確認したい。

○教育委員会生涯学習部スポーツ振興課長（西田 智明）

- ・ ネットの耐用年数について、平成7年につくったときには平成15年くらいまでしかもたないんじゃないだろうと言われていたが、平成16年度に耐久度調査をやって、平成22年度くらいまでという話があって、さらに平成22年度に再度、耐久度調査をやったところ、一番傷んでいる陸側のネットが平成27年度までもつということ、段々詳細なデータが出てきた中で老朽化の部分が示され、そういう話になってるが、逆に言うと平成27年度がそろそろ限界だろうと考えている。だから、単純な話、20年間くらいもったってということにはなるが、それ以外の沖側のネットであればまだまだ十分もつってことなんで、単純に1枚のネットの耐用年数というのは、利用状況によって変わってくる部分があるということを出ていない。それと一応敷きネットっていう部分のうちの陸側のネット1枚が特に傷みが激しいといわれ、その更新には1枚約3,000万円くらい必要だと聞いている。

○金澤 浩幸委員

- ・ 全体で、同じ物を新設すると幾らかかるのか。

○教育委員会生涯学習部スポーツ振興課長（西田 智明）

- ・ 新設したときには確か全体で1億2,000万円くらいかかって、ネットを整備しているということである。

○金澤 浩幸委員

- ・ でも今回、今まで使ったのが20年もって、新設で1億2,000万円だと年間600万円だ。それを仮に足したとして4,600万円の経費で3万人の方がこれを使って、海で泳げるし遊べるしっていうことだ。で、2,000円いかないってことだ。仮にバスで、どこを走るかわからないが、バスをチャーターして毎日2カ月、本会議の答弁だと七重浜と言っていたが、それは幾らかかるのか。

○教育委員会生涯学習部スポーツ振興課長（西田 智明）

- ・ 代替のシャトルバスの話だと思うが、まだ具体的な精査はしていないが、仮に七重浜の場合は夏休み期間中の開催で25日間開催しているが、ある程度市内4方向なり5方向からからバスを走らせるとすれば、ワンシーズンで1,000万円くらいと考えている。

○金澤 浩幸委員

- ・ それでは1,000万円で済むのか、1カ月、4方向で。

○教育委員会生涯学習部スポーツ振興課長（西田 智明）

- ・ 一定の路線と往復回数がどのくらいかによっては変わってくると思うが、一応、朝、昼と帰りの便という考え方の中ではそのくらいで済むと考えている。

○金澤 浩幸委員

- ・ 私は年間4,600万円くらいのお金で済むのであれば、たくさん利用される場所にこういうものをつくってあげるべきなんじゃないかと思っているので、これからいろいろ検討されるということだから、よく考えて結論を出してほしい。

○紺谷 克孝委員

- ・ このスケート場はあり方の検討だけであって、取り組みの考え方とかが全然入っていないが、どういう方向なのか、スケート場のあり方を今がどうで、大体こういう方向だというのはあるのか。

○教育委員会生涯学習部長（種田 貴司）

- ・ スケート場については財団が設置している物に対する補助なので、まず財団の考え方ということもひとつあるわけである。スケート場の命の冷却装置が7台で冷やしているが、7台のうち6台が非常に古い物で、それをだましだまし使ってはいるんだけど、取りかえるとなると莫大に金は何億円もかかる。まだもうちょっともたせれるのかなということだが、壊れてから考えるよりは今から考えておかなきゃいけないということで、壊れたときにどうするか、何億円もかけて取りかえることになるのか、あるいは別な方法があるのか、そういったあり方を今から考えておきたいということで、今すぐことし、来年どうなるというものではないが、あり方を検討させてもらいたいということで書いてあるということである。

○紺谷 克孝委員

- ・ 報道によると、子供たちに対するバスの運行を休止するという決定がされたと出ていたが、これは市から出していたお金をやめたのか、それでそうなったと出ていたが。場所が悪くて、相当子供たちが困るんじゃないかと懸念されるが、サービスを悪くして、来る人を少なくして、またあり方を検討するという感じに受け取られても仕方ないんじゃないかと思う。あり方を検討する前にバスを廃止したり、いろいろやるってということについてはもう検討した上で実施してるんじゃないかと思われるも

仕方がないんだけど、その辺、至った経過についてはわかるか。

○教育委員会生涯学習部長（種田 貴司）

- ・ プランの中で書いているのは、存続も含めたあり方を検討するというところで書いているけれども。財団に対する補助金、ことしは先ほど5,300万円と話したが、実は23年度は5,600万円だった。多いときはもっと多かった時期もあったんだが、やはり少しでも経費節減して補助金が少ない状況でも子供たちにスケートで遊んでもらえるようにしてほしいということで、実は開設期間も若干短縮している部分もこれまでの中ではある。そういった中で少しでも経費を節減してほしいという中で、シャトルバスを今年度は運行しないという結論に至ったもので、存廃を含めたあり方の検討まではまだいっていないわけで、経費の節減の中でいろいろな策を講じている一つが、シャトルバスの運行をやめたということである。

○紺谷 克孝委員

- ・ バスを利用しているのは新聞報道によると年間5,000人で、主に小学生ということだ。休止するとなかなか送り迎えが大変だ、場所が場所だしぜひ運行してほしいという声がある。実施期間も短くして、バスもやめてしまうということになるとスケートに行く人が少なくなることは当たり前だと思う。本来であれば、もっとたくさん子供たちに行ってもらって楽しんでもらうと。で、いろいろスケート教室とか、伊藤みどりさんと呼んでスケート教室をやったりということでスケートをもっとたくさんの人にやってもらおうという立場だと思う。部長の話だと冷却機がそうやってきてるということで人も減ってきてるし、人気がなくなってきたということで、あわよくばやめるってということになるんじゃないかという危険性を私は感じている。子供たちの冬のスケートの機会を奪っていいものかという根本的な問題になってくると思う。市長も改革プランの場合は内部努力を先にして、なるだけ住民に負担を強いらねえと言ってる。しかし、完全に先行して住民の要望を切っていくということにならないのかということだ。その辺の基本的な考え方はどうか。

○教育委員会生涯学習部スポーツ振興課長（西田 智明）

- ・ スケート場の経費については、財団に運営経費をできるだけ削減できないかということと、あと収入増という部分の相談もしている。平成22年度に市の社会教育施設を小中学生は無料にしたことに合わせて、財団も小中学生のスケート場の市内の子供に関しては、無料という取り扱いをしてきたが、やはり300万円くらいの減収になって、経費を減らせなければ収入をふやすというのが一つの考え方としてあるが、例えば小中学生約2万人の市内の子供たちが利用されていて、またその料金を復活させるのがいいのか、シャトルバス5,000人、主に小学生が利用してるということだが、その経費約200万円を削るのがいいのかという部分でいろいろ相談した中で、利用料を復活させることなく、今回はシャトルバスの運行を削るという形の中で整理したものである。

○紺谷 克孝委員

- ・ 市内の小中学生が社会教育施設を使用する場合は無料になってるということに合わせたと思うが、無料にしておいて、サービスを向上させるような形で、逆に300万円が足りなくなったということで、シャトルバスを休止させるということであれば一貫性がないと思う。シャトルバスに乗るのも少し料金を取るとか、そういうことで継続させることができないのか。場所が非常に悪い。五稜郭方面から

乗ってくるときも非常に困ると思うが、その辺はどうか。

○教育委員会生涯学習部長（種田 貴司）

- ・ 確かに開設をしている以上、多くの方々に使っていただくというのが本来の形であるということだが、補助金の見直しの中で負担をかけていることについては、確かに今お話があったようにバスの料金を取るとか、そういった方法も含めて財団ともよく相談していきたい。

○小野沢 猛史委員

- ・ 海水浴場については、代替えの施設というか、場所はあると思う。だけど、スケートリンクについては代替えの施設ってないんだ。ここは存廃も含めてということだが、慎重に。冬季スポーツを体験する場を奪わないようにぜひ奔走してほしい。

○委員長（工藤 恵美）

- ・ 他に発言はあるか。（なし）
- ・ 発言を終結する。
- ・ 理事者におかれては本日の議論を踏まえ、今後の対応を進めていただきたい。
- ・ 議題終結宣言
- ・ お昼の休憩をとって、午後からお願いしたい。

午後 0 時21分休憩

午後 1 時35分再開

1 付託審査事件

（総務部、財務部、教育委員会、選挙管理委員会 入室）

○委員長（工藤 恵美） 皆様、お疲れさまでございます。休憩前に引き続き、会議を開きます。

中断しておりました1の付託事件審査の議事に戻り、これより各事件について順次採決いたします。まず、議案第1号平成24年度函館市一般会計補正予算中当委員会付託部分、議案第11号議会等に出頭する者及び公聴会に参加する者の実費弁償に関する条例の一部改正について、及び議案24号土地の購入についての以上3件を一括して採決いたします。各案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（工藤 恵美） 異議がありませんので、各案は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第33号専決処分報告についてを採決いたします。本案は原案のとおり承認する、承認です、承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（工藤 恵美） 異議がありませんので、本案は原案のとおり承認いたしました。

ここで理事者は御退席ください。

（総務部、財務部、教育委員会、選挙管理委員会 退室）

○委員長（工藤 恵美） お諮りいたします。委員長の報告文につきましては、委員長に御一任願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長(工藤 恵美) 異議がありませんのでそのように決定いたしました。ありがとうございました。
以上をもちまして、本委員会に付託されました事件は全て議了いたしました。
-

2 調査事件

○委員長(工藤 恵美)

- ・ それでは2の調査事件の議事に戻っていきたい。

○小野沢 猛史委員

- ・ 委員長。

○委員長(工藤 恵美)

- ・ はい。どうぞ、小野沢委員。

○小野沢 猛史委員

- ・ あらかじめ私のほうから申し出たほうがいいと思うので、話したいと思う。

調査事件の4番「適正な単価の設定による各種手数料等の見直し」、それから5番「新たな給与体系の構築と給与、退職手当の見直し」については、私からお願いして調査事件として取り上げていただいたが、私としてはいずれも、直接市長に聞かないとどうにもならない問題をたくさん含んでいるので、この場での調査事件としての取り扱いについては取り下げたいと思う。他の委員で聞きたいということであれば、それはそれで進めて結構かと思うが、私としてはそういうことなので、よろしくお願ひしたい。

○委員長(工藤 恵美)

- ・ ただいま小野沢委員より、(4)と(5)の取り下げの申し出があったが、皆さん、いかがだろうか。(「異議なし」の声あり)
 - ・ そのように決定する。
-

(3) 函館市文化・スポーツ振興財団補助金の廃止の検討

○委員長(工藤 恵美)

- ・ 議題宣告
- ・ 理事者の出席を求める。

(教育委員会 入室)

○委員長(工藤 恵美)

- ・ 本件についても廃止の方向で検討されていることから、函館市文化・スポーツ振興財団補助金の概要と見直しを検討するに至った経緯の説明を受けたい。それでは教育委員会、お願ひする。

○教育委員会生涯学習部長(種田 貴司)

- ・ 行財政改革プラン原案の55ページをお開き願ひう。

函館市文化・スポーツ振興財団補助金の廃止の検討ということである。函館市文化・スポーツ振興財団には、文化芸術・スポーツ振興事業を実施するための補助金と、それからスケート場の補助金が

あるが、スケート場のほうは午前中に話したほうで検討させてもらうことになっていて、ここの廃止の検討は文化芸術・スポーツ振興事業への補助金の部分を検討させてもらいたいと考えている。

この補助金は、平成元年度の財団の設立時から実施しているが、市民の皆様へ良質で幅広い分野の文化芸術・スポーツ振興事業を低廉な価格で提供することができるように実施している補助である。財団においては、この補助金を活用して、クラシックコンサートやプロ野球の鑑賞型事業、それからジュニア・ドリーム・オーケストラ、邦楽こども教室、スポーツ研修会といった育成型事業、そして市民文化祭の開催や毎月発行しているステップ・アップ、こういったものをこの補助を活用して実施しているところである。平成24年度の予算額でいうと1,300万円の補助をしているが、この補助をもとに総額1億697万円、1億700万円程度の文化芸術・スポーツ振興事業を財団で実施しているというものである。この補助事業については、現在、財団が指定管理者制度のもとで管理運営を行っている社会教育施設の市民会館、芸術ホール、市民プールとかいろんな施設で実施しているわけだが、全庁的な補助金の見直しを図る中でこの補助金についても見直しをしていきたい。その方向性としては、現行の指定管理委託料の積算方法を見直しして、現行は指定管理に伴う委託料とこの補助金という2本立てになってるわけだが、一般的な指定管理者制度同様にこの施設の管理とこの振興事業を一体的に指定管理の業務とすることによって自主財源を確保し、自立的な振興事業を行ってもらおうということで補助金については廃止をさせてもらおうと考えている。その時期だが、現在の指定管理期間は財団の指定管理期間が26年度までで、次の27年度から新たな指定期間に入るので、その時点でこの補助金の見直しをしていきたいということで今回その検討作業に入らせてもらいたいということで、行革プランに掲載したところである。

○委員長（工藤 恵美）

- ・ ただ今の説明を含め、発言ないか。

○小野沢 猛史委員

- ・ 市長は財団解体論者だと述べ、その後、資本金を全額、市が出資しているということで、それを引き上げるというか、そういうことも選択肢の一つだみたいに話していたが、この補助金廃止にかかわらず、財団全体をどうしようかということについて、市長から何らかの指示というか、検討の要請というか、そういうものはあるのだろうか。それに基づいて何がしかの対応をしようということと関係あるのか。

○教育委員会生涯学習部長（種田 貴司）

- ・ この補助金の廃止の検討については、市長の発言とか、市長の考えとかという以前に、平成元年の財団設立以来、制度的には指定管理者制度に途中なるわけだが、施設の管理と事業補助と2本立てできている現状。ただ、通常の指定管理の場合には、いろいろな自主事業等も含めて委託料として提案をしてもらい、その委託料の中で事業も展開するというのが一般的なやり方である。ほかの財団以外の施設については、ほとんどそういうやり方でやってきている。財団についてだけ、これまでのやり方を踏襲してきたものだから、これはやっぱり一般的な指定管理者と同様にその施設を活用して行う事業については、委託料の中で提案をした事業をやってもらうほうが、財団だけ別なやり方でやってもらうほうが、ちょっと違和感があるということで今回検討したいということなので、直接、今のこの項

目については、市長の発言と違ってということとは関係をしていないということが一つ。

それからもう一つ、財団を今後どうしていくということが課題としてある。それは行革という観点よりも公益法人改革がある。来年の11月までに公益法人なのか、一般公益法人なのか、一般法人なのかという選択をしていかなければならないという作業があって、その中で財団を公益法人として維持できるのか、あるいは一般法人とならざるを得ないものなのかということで今、何とか公益法人でいけそうな状況になりつつあるので、そのほうがいろんな面でメリットがあるから、目指していこうという方向で財団が作業を進めている。その中で、自主独立を目指していくという22年12月に一度財団のあり方をまとめているが、その時点でもプロパー（後刻「派遣職員」に訂正）を引き上げて独立した、自主自立した組織にしていくということを述べているので、そういったことも踏まえるとやはり今13施設を特例で財団に管理運営してもらっているが、段階的に競争にしていくといったこともやはり必要だろうということで、市長から指示があったからとか、市長の発言があったからということよりも、公益法人改革があって、自主自立を目指していく一方法としては、全てを特例で継続することではなく、雇用も配慮しなければならないので長期的なスパンになるが、一定程度競争で切磋琢磨してもらおうという方針は教育委員会として目指すべき方向であろうと考えている。

○小野沢 猛史委員

- ・ 前段の財団だけが特例的な扱いで、指定管理の委託料と補助金と別立てでやってきたことについては、ほかの指定管理者の制度と同じ扱いにしよう、見直しをしようということだ。そうすると、これから財団といろいろ話し合いもあるだろうが、この補助金は廃止するが管理委託料についてはどう扱うのだろうか。話し合いの中で、その部分については若干ふえるということも当然あり得るという理解でいいか。

○教育委員会生涯学習部長（種田 貴司）

- ・ 行革プランの49ページの下段だが、個別票のナンバー56に社会教育施設等管理委託料の見直しという項目がある。これが実は財団に対する指定管理料の部分なんだが、単純に上乘せする、要は委託料不足補助金を新たな委託料とするというとわかりやすいかもしれないが、私どもとするとただ科目を変えただけで一般会計からの支出が変わらない話で、組みかえただけだという話になる。単純に言えばそうなんだが、一気に公募とはならないが段階的に公募を進めていく中では、できることならば利用料金制を導入したいという考えを持っている。ここにも利用料金制の導入についても検討を深める中でと書いているが、利用料金制を導入することによって、要は利用者がふえると指定管理者の収入がふえるということになるから、その分、営業努力というか、利用を高めてもらうという期待をしている。なので、一定程度、指定管理者の収入がふえることを期待して合算したものから、利用料金によるインセンティブ、利用料金がふえるであろう、委託料とすると減らすことができるのではないかと期待している計画の案、わかっていただけるだろうか。

○小野沢 猛史委員

- ・ 仮に指定管理者は施設の維持管理だけではなくて、施設を活用していろいろな事業を展開していると考えれば、そこもしっかり捉えて委託料を考えていかなきゃいけない。その中で、思ったほど、利用が高まっていかなくて、利用料金制はいいが、残念ながら下回って思ったほどの料金収入が得られな

かった、トータルとしての財団の収入は残念ながらそこまで至らないという場合には、相応に何がしかの手当をすることになるんだろう。いつまでも収支のマイナスを抱え込んだまま走って行くことにもならないのではないかということが一つ。

もう一つは、ここでは確かにマイナス2,600万円となっているが、こっちがどうなのかによっては、イコール財政効果としてこれだけ出ることとは違うという理解でいいのか。

○教育委員会生涯学習部長（種田 貴司）

- ・ まずは利用料金制を導入するかどうかは検討課題の一つなわけだが、仮に利用料金制を導入した場合には、幾らかかるかっていう経費から、本当は利用料金がそれを上回るに越したことはないわけだが、社会教育施設の場合にはそういったものは非常に少ない。ほとんどが経費よりも使用料は少なくなるので、その差額を委託料として支払うことになる。だから、思ったほど収入が伸びなかった場合には、指定管理者がその分を負担することになるし、思ったよりも多い利用料があれば、その分指定管理者の収入になるのが、一般的な利用料金制の考え方である。ただ、そのリスクを背負えるかどうか、儲かったときは受け取るが、損したときは補填するっていうのもまた虫のいい話なわけで、だから制度設計をどうするかだと思う。単純に今もう既に、例えば教育施設でいうと亀田福祉センターは利用料金制をとって、そこは見込んだ利用料から増減した部分については市は補填していない、教育委員会は補填していない。それは、リスクは指定管理者が負うという形でやっている。だから今度、それよりも規模の大きなものが公募、指定管理利用料金ということになると、そのリスクをどっちが分担するのか、どういう分担をし合うのかということは、制度設計については検討しなければならないと思っている。それからもう一つの質問が……。もう一つ聞かれたような……。

○小野沢 猛史委員

- ・ 心配なのは、利用料金制度に変えていくことによって、効率は上がるという一縷の期待はできるが、リスクをしょって何かやろうと思っても、いろいろと考えてしまう。本来、経費節減のために設立された組織みたいな表現をする方がいるけれども、私はそうではなくて、芸術文化・スポーツの振興に市が直接主体となってやるよりも、民間に入ってもらい、やってもらうほうが、いろんなニーズに対応できるだろうということもあって、単に施設の管理運営だけでなく、そういう芸術文化・スポーツの振興という本質的な役割を担っていくという意味もあって、財団は設立されたとは私は理解している。だから、利用料金制度云々になることによって、何かいつも心配しながら、動きが消極的になる、もっと積極的にやればいいじゃないかという思いがある。芸術文化・スポーツの振興は、多分こんなローカルな都市では、産業の振興だってなかなか難しいから、いかに自分を磨き上げ、生活を豊かにしていくかということが一番大事だと。それは多分、一番市民が元気になる源でないかと思っている。だから、何かちっちゃくなって、動きが悪くならないようにしっかりと制度設計してほしい。何かあったときには、教育委員会はバックでしっかり支援するから心配するなというくらいのスタンスで見てあげてほしいと思うが、いかがか。

○教育委員会生涯学習部長（種田 貴司）

- ・ そのとおりで、財団は施設管理のためにつくった財団ではなくて、文化・スポーツ振興事を長期的な視野で教育委員会、市がやると単年度でしか物事考えられないけど、来年度、再来年度の長期的な

視野に立った事業展開が可能だということもあって、財団にいろいろな事業を担ってもらっているという実績があるわけだから、それはそれとしてももちろん評価もしてるし、今後もその役割は果たしてほしいと思っているが・・・済みません。

○小野沢 猛史委員

- ・ 前段、私が言ったことは受けとめてもらって対応してもらえろという答えだったので、そこは大事にしてほしい。
- ・ 後段の指定管理者の見直しにかかわってくる、特例で13施設、財団に指定管理として管理運営してもらっているが、その施設の性格によっては・・・

○委員長（工藤 恵美）

- ・ 小野沢委員、今、文・スポのことにかかわってか。

○小野沢 猛史委員

- ・ 文・スポである。

○委員長（工藤 恵美）

- ・ では、続けてほしい。

○小野沢 猛史委員

- ・ その施設によっては、芸術文化・スポーツの振興の中核的な施設ではないものがあるとすれば、今までのように当然のごとく、財団が指定管理者に指定されるようでは、工夫もしないし、人も育たないと思うので、施設の性格を見ながら公募に変えていくことは必要とは思っているの、財団と相談しながら進めてほしい。

採用されたプロパー職員が場合によったら仕事なくなるかもしれないリスクもしょうわけで、それをどう整理するか。仕方がないと割り切って、財団独自で内部努力するのも一つの方法だし、体育館、プール、市民会館という大きい施設はおいといて、段階的に公募して指定管理者で競争して負けたら、あなたはあしたからもういいということはできれば避けたいと考えれば、あらかじめ年次計画をつくって、人事政策を考えるためのプランを持つ必要があるのではないか。

○教育委員会生涯学習部長（種田 貴司）

- ・ これから検討を始めるのでどういう方向になるのかはあるが、言っていることはわかる。
二つの方法があると思う。段階的に公募することを考えている中では、100人からいる財団の職員の方々の年齢構成も見せてもらい、定年で退職する方々がどの年次に何人が退職するかということもある。もう一つは、公募して新たな指定管理者になるってこともある。例えば財団が負け、どっかがとったというときには、その施設で経験を踏まえてきているわけだから、そういった方々を一定程度、採用してもらえないかというお願いにしかならないが、こういう二つの方法がある。

本会議で話があったと思うが、市が100%出資して、派遣を引き上げる中でプロパーを採用しているといった雇用の責任の一端は行政側にもあるわけだから、財団が勝手に採用したということにはならないので、バランスを見ながらどういった施設を公募化していくのか、計画的なものはお互い共有しながら進めていかなければならないと思っている。

○小野沢 猛史委員

- ・ 財団と意見交換、議論しながら進めてほしい。
一言だけ言うが、奉仕員とかいろんな職種の方がいてそれぞれ処遇が違う。競争率が激しい試験を突破してプールで奉仕員になったのはいいが、一家の大黒柱としてとても生活していけないと残念ながら何年かで転職していった。労働力をどう調達するかと雇従は見合いの関係もあり難しいと思うが、配慮しないとアルバイトとパート的な職場しかなくなってしまうのかと心配している。

○紺谷 克孝委員

- ・ 学校教育でやっているアウトリーチ事業は、補助に含んでいるのか。

○教育委員会生涯学習部生涯学習文化課長（川崎 伸子）

- ・ アウトリーチ事業は、市が直接、函館市の文化団体協議会に委託をして実施している事業で文化・スポーツ振興財団とは関係のない事業である。

○紺谷 克孝委員

- ・ 部長の話では、指定管理者の委託料と補助金の見直しということで補助金を廃止して委託料の中に含めるということだが、一定程度、淘汰せざるを得ないという議論がされている。最近出した評価報告書の中で、補助事業によって市民に質の高い文化芸術に触れる機会を提供し、評価も高い。採算が合わなくなると財団にある程度かぶってもらって継続していけない状況も出てくる可能性が出てくる。採算だけに特化するのではなく、質の高い文化とか芸術、スポーツを市民に提供していくときに人が来ない場合もあり得る。文・スポ主催の演劇に行ってみたら観客席にほとんどいないときもあったが、演技している人はアマチュアで頑張っているけど採算がとれないからできなくなる可能性があり、スプリングコンサートでも地元のセミプロの芸術家が結構たくさんいる。どの程度報酬をもらっているかは別として、発表の機会があり、レベルも高い。地元で音楽でもピアノでも市内で活動して採算もとれて生活もしていける、発表の場も保障される一環として文・スポが企画している事業があるんじゃないかと思う。評価の報告書にあるように行政がお金を出して残していこうという取り組みは素晴らしいが、採算だけになってしまう危険性について危惧していないのか。

○教育委員会生涯学習部長（種田 貴司）

- ・ 危惧している。というのは、委託料に一本化して指定管理をお願いしたときに、一定程度いいものを安くというつもりで積算の中に入っているということをお願いをするわけで、受けたほうがもうかることしかやらない、もうからないものはやらない、あるいは今まで財団が3,000円でやってたものを今度は5,000円でやる、1万円取るということが起こり得る心配はしている。なので、そうならないような制度設計をどうしたらいいのか。一般的に指定管理者の公募の場合には管理だけじゃなくて、こういった事業は必須であると、プラスアルファ自主的に取り組むものを提案しなさいということで、提案書の中でそれに合致するような事業の計画がされているかどうかを評価するわけである。だから公募条件をどうつくるか、公募要領をどうつくるか、審査の項目をどうするか、審査の中で提案の内容がどうなっているか、そこのチェック、それと毎年、1年ごとに事業報告書、事業計画書を出させるのでその中でチェックしていくことが大事になるんだろうなど、今までの指定管理の制度からすればそう思っている。さらに、規模が違うのでそういったチェックの仕方、応募の仕方という制度設計をしっかりとやっていく必要がある。

○紺谷 克孝委員

- ・ あまり難しくしないで、例え委託料の中に潜り込ませたとしても今の制度でやれるんなら同じやり方を踏襲することが基本でないか。難しくしてチェックするとまた人件費がかかり、その人件費分をどうすんだとなるわけだ。今までの制度で悪くないもの、減らすためにやるんでなければ今の制度を継続させていく、委託料でなくて補助金で払うのが不自然ならきちっと委託料の中に反映させていくことを含めて検討してほしい。

指定管理者制度そのものの問題として、期間を区切って業務をやってもらいと応募の時点で業者が変わるとその都度、その人たちをどうするかって問題が必ず出てくる。学校給食は、かわるたびに社員が次の会社にそのまま引き継がれる形になっている、実質的に。専門的とか、施設に特有の問題があるときは、新しく会社がかわったときに経験なしになかなかできないということが実状として出てくる。サービス面も雇用面も含めて慎重に進めていく必要がある。特徴や良い点を残していくことで検討してほしいが、いかがか。

○教育委員会生涯学習部長（種田 貴司）

- ・ 文化・スポーツ振興財団については、既に指定管理者制度で行われているものの手法をどうしていくかということで、新たな指定管理者制度の導入ということではない。ただ、今の話については、理解できるので検討する中で反映させていきたい。

○委員長（工藤 恵美）

- ・ 他に発言はあるか。（なし）
- ・ 発言を終結する。
教育委員会は本日の議論を踏まえて、今後の対応を進めてほしい。
- ・ 退席願う。

（教育委員会退室）

(6) 指定管理者制度の導入について

○委員長（工藤 恵美）

- ・ 議題宣告
- ・ 理事者の入室を願う。

（総務部、財務部入室）

○委員長（工藤 恵美）

- ・ 指定管理者制度の導入に係る基本的な考え方について説明願う。

○総務部行政改革課長（小林 利行）

- ・ 指定管理者制度の導入の基本的な考え方を説明する。
指定管理者制度については、公の施設の管理に民間部門の能力やノウハウを活用することによりサービスの向上、行政コストの削減を目的に平成15年度に地方自治法が改正され、当市では平成18年度に本格的に導入した経緯がある。この間、当市としても公の施設に指定管理者制度を積極的に導入し、今回のプランについても同様の考え方で施設とすれば、公民館、縄文文化交流センター、老人福祉セ

ンター、児童館、これらの施設について、指定管理者制度の導入を掲載したところである。

○阿部 善一委員

- ・ 直接、職員が管理するより経費的には安くなっているんだろうが、問題はその施設がどう活発化し、目的にかなっているかどうかに対する評価について、皆さんの見解はどうか。

○総務部行政改革課長（小林 利行）

- ・ 経費面以外の行政サービスの向上ということで、個々具体の施設の状況の持ち合わせはないが、これまで市では行えなかった自主事業を指定管理者が提案して行う。例えば、青年センターとか青少年研修センター、こういった所で活発な事業展開、さらには地域交流まちづくりセンターもNPOが中心となった取り組みをしている。そういった意味では、まちづくりにも貢献していると捉まえている。

○阿部 善一委員

- ・ 施設総数はわからないが、3年から5年でかわるのであれば、中間なり、終わった時点で指定管理者に対する評価はどうしているのか。指定管理者がすごくいい成績を上げているならば、それはしっかり評価すべきだ。それなりの実績を上げたところはそれなりに評価してやるべきだ。そこに発展性も出てくるし、全然効果が上がらないところもあると思うが、そこに働いている人の雇用の問題も厳しいが、指定管理者がかわって中に入っている人が同じで、果たして変わるのか。更新時期が来たときには新たにゼロから選考していく手法をこれからもとっていくのか。

○総務部行政改革課長（小林 利行）

- ・ 更新時期を迎えての実績といったものの質問だと思う。
選考に当たっては、500点満点の配分でそれぞれ総合評価ということで提案金額も含めて12項目で配分を決めて選考しているところである。現時点で評価の手法については、一定程度合理性があると思っている。管理実績については、当然選考委員会の中でも議論はされる。例えば、施設の目的は達成できるかとか、収支計画上の問題はないのかといったものについては、実際に管理運営をする実績がある団体については、一定程度、選考委員の視点としては、軽重というか重点が置かれる仕組みにはなっているのかと思っている。

○阿部 善一委員

- ・ グッドとバッドをはっきりしたほうがいい。中間年に評価が全然だめだと、企画書と全然違うじゃないかというときには何らかの強い指導なり、従わないときには指定管理者を取り消すということが必要だと思う。1回とれば5年間安心だと可もなく不可もなくやればいいんだということでは、競争心が生まれてこないのではないか。せっかく経費の節減はあるかもしれないが、市民の生活向上が高まっていくことに寄与する部分が多いと思うので、そのことが出されないならペナルティはあるべきだと思っているが、今までそういう施設があるのか。あるいは強い指導とか企画書と違うとか勧告とか注意とかといった施設はあるのか。

○総務部行政改革課長（小林 利行）

- ・ 指定管理者の評価に関する質問だが、21年5月にモニタリング制度を制度化した。これは阿部委員の言った趣旨で提案に沿った形でしっかりと業務がなされているか、これを毎年度評価して、評価結果についてはホームページ上でも公表しているところである。評価に著しく不適正なものがある場合

については、要綱の中では指示とか、最終的には指定の取り消しに及ぶという制度にしている。この実績の中で、モニタリング制度を活用した中で、これまで指定管理の取り消した実績は現時点ではない。

○阿部 善一委員

- ・ 取り消しの前に注意なり勧告があって、いきなり取り消しというのは重大な法違反を起こした場合にしかないのが普通だと思うが、可もなし不可もなしということなら困る。いかに使いやすく、市民生活にどういう貢献をしているかということを厳しくしなければ、いろんな話を聞くと中には困った話も聞く。役所は何やってるんだというネガティブなことも聞くことがあるので、アンテナを高く、適正な管理運営にしてほしい。

○小野沢 猛史委員

- ・ 指定管理者に指定された企業なり団体に問題があるということよりも団体の中のごく一部の特定の職員にいろいろ問題ある人もいる。表面化していないが、問題があるので市民の声としてチャンネルを用意すると集まると思うのでやってみてほしい。特定の誰かで何か起きてるということを前提に工夫してほしい。

○紺谷 克孝委員

- ・ 縄文文化交流センターが指定管理者になるが、図書館は業務委託しているが、図書館のような業務については直営の部分も残している。縄文文化交流センターも今、直営で一部業務委託しているのを今度、丸々指定管理にするというが、なじむのか。なじむ業務となじまない業務があると思うが、学芸員の配置もあってなかなか指定管理者で受けるのが難しいと思うが、縄文文化交流センターではできるという考え方か。

○総務部行政改革課長（小林 利行）

- ・ 縄文文化交流センターの指定管理者の導入ということだが、現在縄文文化交流センターは一部業務委託だが、実質は職員が3名兼務発令し、館の管理や最終的な使用料の収受をしている状況で、展示や館の運営についてはおおむね業務委託に出している実態があり、業務を委託している団体といったところでも学芸員を配置しているし、十分に指定管理者を導入することができる施設だという認識を持っている。

○紺谷 克孝委員

- ・ 文化センターの配置されている職員は館長も含めて市職員だが、配置されている職員のうち学芸員はいるのか。

○総務部行政改革課長（小林 利行）

- ・ 市の職員として学芸員としては配置していない。・・・大変失礼した。館長は学芸員の資格を持っている。

○紺谷 克孝委員

- ・ 館長は配置されているが、兼務で行っている人は何人いるのか。

○総務部行政改革課長（小林 利行）

- ・ 兼務の職員は3名である。

○紺谷 克孝委員

- ・ 3名は学芸員か。

○総務部行政改革課長（小林 利行）

- ・ 館長のみが学芸員ということである。

○紺谷 克孝委員

- ・ 言いたいことは、館長も学芸員、兼務されている人も学芸員。そして展示についても、館長も含め一定の知識と責任でやっている。そういう内容だと思う。その人たちが引き上げるということだから、図書館と似たような性格の施設じゃないかと思って、指定管理者になじむ業務となじまない業務があると思う。学校給食もなじまないと思う。そこは指定管理者に指定するときも慎重にやってほしい。

○委員長（工藤 恵美）

- ・ 他に発言あるか。（なし）
- ・ 発言を終結する。
- ・ 総務部、財務部はきょうの議論を踏まえ、今後の対応を進めてほしい。
- ・ 議題終結宣言

(7) 行財政改革プランについて

○委員長（工藤 恵美）

- ・ 議題宣告

本件は、11月30日までに実施したパブリックコメントの結果の公表は来週で、現在、取りまとめの作業中だが、正副としては、パブリックコメント実施により寄せられた市民意見を理事者に用意してもらったので事務局に配付させる。

（事務局 配付）

○委員長（工藤 恵美）

- ・ まだ公表前だが、30件ほど寄せられた。
- ・ 理事者から市民意見の概要について説明を受け、調査を行いたいが、よろしいか。（はい）
- ・ 資料の説明を願う。

○総務部行政改革課長（小林 利行）

- ・ 資料説明：函館市行財政改革プラン2012（原案）に対するパブリックコメント手続に寄せられた意見（概要） 当日配付資料

○委員長（工藤 恵美）

- ・ ただ今の説明に対し、発言ないか。（なし）
- ・ 発言を終結する。
- ・ 本件については、来週中にパブリックコメントの結果とともにプラン自体も成案されるとのことである。それでよろしいか。（はい）
- ・ また、寄せられた市民意見については今後、各部局においても取り組み項目の見直しの検討の段階で参考にしていくとのことなので、本件については本日で調査を終了したいと思うがよろしいか。（「異

議なし」の声あり)

- ・ そのように確認する。
- ・ 理事者におかれては本日の議論も踏まえ、今後の対応を進めていただきたい。
- ・ 理事者は退席願う。

(総務部、財務部 退室)

- ・ 議題終結宣言
-

(8) その他

○委員長(工藤 恵美)

- ・ その他だが、当委員会の継続調査事件について相談する。まず、これまで継続調査してきた防災対策だが、今後、津波避難計画の原案が示される予定であることから、引き続き調査したいと思っている。閉会中継続調査事件としたいと考えているが、いかがか。「異議なし」の声あり)
 - ・ 異議がないのでそのように確認させていただく。
 - ・ それではお諮りする。閉会中継続調査とすることに決定した各事件については、先ほどの理由をもって議長に申し出たいと思う。これに異議あるか。「異議なし」の声あり)
 - ・ 異議がないのでそのように決定をした。
 - ・ 以上で調査事件を終わる。
-

3 その他

○委員長(工藤 恵美)

- ・ 各委員から何かあるか。(なし)
- ・ 散会宣言

午後 2 時40分閉会